

## JICA 環境社会配慮ガイドライン第八回改定委員会議題

平成十五年五月二十二日（木曜日）

午後三時開議 国際協力事業団 11ABCDEF 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長

- ◇-----
- **國島共同議長** それでは定刻になりましたので、JICA 環境社会配慮ガイドライン第 8 回の改定委員会を開催致します。本日は、原科共同議長と國島共同議長の 2 名のうち、國島が進行役を務めさせていただきます。委員の皆様には、お忙しいところご出席頂きまして誠に有難うございます。

お手元に色々資料がございますが、最初に事務局より前回第 7 回の改定委員会以降の事務報告と、資料の番号付けをお願い致します。

- **事務局 鈴木 (以下 鈴木)** それでは、まず事務報告と資料の番号付けをさせていただきますと思います。本日は資料の数がございますので、番号付けを最初に行いたいと思います。「JICA 環境社会配慮ガイドライン第 8 回改定委員会」という厚めの資料は、番号なしでいきたいと思います。よろしいでしょうか。これにも番号をつけましょうか。では、これは資料 1 でございます。失礼致しました。その後、手書きで無償資金協力とカッコしておりますが、「平成 14 年度調査対象案件におけるプレスクリーニング」という表の紙がございます。これが資料番号 2 でございます。次に、「JICA 調査 (開発調査) での環境社会配慮に関するコンサルタント業務 ECFA 環境部会」という紙がございます。右側に参考 6 と書いてあります。これは資料番号 3 でございます。次が、「紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性について」という JACSES 石田委員の資料でございます。これは資料番号 4 でございます。次が、原科共同議長から発表頂くグループになっている資料がございます。サブ番号をつけながら、ご説明致します。「戦略的環境アセスメント」と書いてあります紙が、資料番号 5-1 でございます。次に、「(論説) 特集・新しい環境とアセスメントの考察と課題」という日本不動産学会誌からの抜粋。これが、資料番号 5-2 でございます。次に、カラーコピーの「都市の成長を管理する」というものが、資料番号 5-3。それから、「長野県における戦略的環境アセスメントの実施」という紙がございます。こちらが資料番号 5-4。あと、英語で「A New Stage of EIA in Japan : Towards Strategic Environmental Assessment」という資料でございます。これが資料番号 5-5。最後に、「環境社会配慮ガイドラインについてのコメント」国際航業の田島様から頂いております。これが資料番号 6 でございます。以上でございます。よろしいでしょうか。お手元に資料が無い方がいらっしゃいましたら、挙手して頂ければ事務局から配布させていただきます。

それでは、事務報告に移りたいと思います。資料 1 の 2 ページ目でございます。まず、「第 7 回改定委員会以降の事務報告」の (1) でございます。提言起草グループ第 1 回打ち合わせの開催ということで、前回の改定委員会で提言の起草グループが決まりました。それを受けまして、氏家委員、小川委員、松本委員、吉田委員が起草グループのメンバーでございますが、集まられて第 1 回目の打ち合わせをされていらっしゃいます。JICA はオブザーバーとして、参加させて頂きました。この報告については、後程の議題で小川委員より発表がある予定でございます。次に、(2) JICA 集団研修

「環境影響評価」コース研修員との意見交換ということで、ちょうど JICA の集団研修ということで、9 ヶ国、10 名の途上国の研修員が、現在日本に来ております。この研修員との意見交換を行いました。委員の中からは原科共同議長に出席頂き、その他日本工営の方からもご出席頂きました。その時の資料が、お手元の資料 1 の 16、17 ページに表をつけております。これがその時に各国の研修員から聴取した、各国の環境影響評価制度の概要ということでございます。細かい資料でございますので、全てご説明する予定はございませんが、この中のポイントとして我々が理解したのは、1 つは各 9 ヶ国の EIA のシステムとしましては、根拠法令がきちんと整備されているということです。その表が 1 番上でございます、根拠法令に基づいて EIA が行われているという点が 1 点目。それから、チュニジアを除いた 8 ヶ国につきましては、実際に EIA が情報公開・住民参加といったものを行いつつ、EIA が行われているという点がございました。社会面の影響も EIA の範疇に含まれているという点でございます。それから、非常に多い、何百件という件数でそれぞれ EIA が行われているということと、EIA にかける時間が比較的短く、数ヶ月というものもあるような状況で行われているということでございます。9 ヶ国ですので、もちろん網羅的ではございませんが、EU に加盟しようとしているチェコやポーランドといったような国から、バングラデシュ、フィリピン、タイと様々な国の状況が確認出来たかと思っております。以上が研修員との意見交換との結果でございます。

元に戻りまして、ビューローによる打ち合わせの報告ということでございますが、今日の議事について確認させて頂いたことと、もう 1 つ今コピーをしておりますので、お配りするのが後程になるかと思いますが、平成 15 年度のこの委員会の設置要綱。委員の方々が何人かお代わりになられていますので、設置要綱を再度書き直しさせて頂きました。今コピーをして、お配りする予定でございます。順番の並び替えを組織のグルーピングをした上で、アルファベット順で表示しようということで、今日終わるまでに間に合うようにお配りしたいと思います。それを確認させて頂きました。

3 番目は起草グループの報告ということで、ここからもう一度國島共同議長に議事をお返ししたいと思います。

- **國島共同議長** ありがとうございます。今のビューローによる打ち合わせの報告を少し追加させて頂きますと、本日の資料 1 の 1 ページ目をご覧になって頂きますと、4、5、6 と次回の委員会の内容等のキーワードを並べております。先般から基本的事項や手続き、様々な論点についての範囲や議論を活発にして頂いておりますが、皆様の意見を聞くと、1 つには全体を早く担わないで個別に行っても、今ひとつではないかという見方と、個別の相違、同質性を十分に把握しないまま全体のことに網掛するような議論はいかがなものかという見方がございます。どちらも、私にとってはもったいなご意見だと思います。ビューローのメンバーで議論したところ、本日と 10 日後の 6 月 2 日の比較的近い日にちの 2 回で、全般的なガイドラインの基本的事項と手続き等の個別のコメント

について、100%完璧にという認識ではございませんが、一通りここで順番に議論を進めていくことを目標としてみようと、先程のビューローで了解事項と致しました。従いまして、本日の委員会では、お手元の資料1の1と2が今終わりましたので、3、4、5の論点の協議で基本方針について進めます。必ずしも議論が十分に済んでいると認識しておりませんが、それは一時おきまして、その先の目的、適用範囲、計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）、環境システムの適用というところまで進めます。途中、5の1の4の計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）のところは、原科共同議長より資料5に基づきましてご説明頂き、先程資料の番号を付けて頂きましたものについては、差し支えなければ私の方で指名させて頂きますので、そこで色々ご意見を発表し、それから皆様のご意見を伺いながら、この順番で進めていこうと先程のビューローの打ち合わせで申し合わせたところでございます。ここまでで何かご質問がございましたら承りますが、よろしいですか。

それでは、続きまして議事予定に基づきまして、3の起草グループの報告ということで、取りまとめ役をお願いしております小川委員より現状のご報告を頂きます。一応小川委員にお願いすることの内容につきましては、今の我々の審議の状況をふまえて、起草委員会で色々お話しされたことを報告して頂いて、最終的な起草の内容等の具体的な話は、今日とこの次の委員会をふまえて、さらに深めて頂くというようなことの現状報告をお願いしております。それでは、よろしくお願い致します。

-----◇-----

- **小川委員** 環境省の小川でございます。5月15日に起草グループの方にお集まり頂きまして、一度議論致しましたので、その内容についてご紹介致します。前回宿題として頂きましたのは、基本方針の部分についてのドラフトを作って提出して下さいということでしたので、一応私の案と致しまして、基本方針のドラフトと、それから基本方針だけだと、範囲が狭くなかなか議論が出来ないものですから、全体の提言の構成案というのを作りました。
- **國島共同議長** 資料は何ページですか。
- **小川委員** 18ページでございます。起草グループの印象と致しましては、まだ全体の枠組みですとか、それから基本的な考え方、またJICA事業についての理解がまだ不足しているので、ドラフティングをする段階にきていないのではないかとというのが率直な感想でございました。そこで方針を変えまして、ドラフティングのためにどういった議論をこの検討委員会でして頂いたらいいかということにつきまして、いくつか要望を出させて頂くということで議論をしたところでございます。その内容は、「3.打ち合わせの概要」というところでございますが、(1)のところは、概要というよりもドラフティングに関わることですが、ガイドラインの目的と方向性。環境社会配慮にあたる価値観・倫理観も含め、ガイドラインの拠って立つ理念、実現しようとするものをしっかり冒頭のところで示しておくべきではないかというご意見がございました。技術的に書く

位置としては、基本方針で書く、あるいは目的で書く、それから前書きで書くといった案がございますので、このあたりについてはまた議論をふまえて整理していこうと考えております。

それから、(2)として「支援」「確認」「意思決定」の内容ということで、これまでの検討会で「支援」「確認」「意思決定」というキーワードが出てきているのですが、具体的にこれがどのようなことなのかということは、必ずしも明確ではございません。そこで各スキームの中で、JICAがどのようなアクションをとっているのか。それから、JICAから業務委託を受けたコンサルタントはどのようなアクションをとっているのか。それが「支援」「確認」「意思決定」ということで、どのようによばれるのか。これについてより具体的な説明を頂きたいということでございます。そこで、19ページの対処(案)としてお願いしたいのは、JICAの「意思決定」というものは具体的に何か。ペーパーがどのように動いてくるのかということが知りたい。それから、さらにコンサルタントが、どのようなアクションをとっているのかが知りたいということでございます。ここは、本意見につきましては、ビューローのご了解を得て、ご説明をして頂くという段取りになっております。

(3)のスキームの扱いでございますが、対象になっております開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトがございますが、それぞれ内容が相当違いますので、JICAの事業を理解する一環と致しまして、それぞれがどのくらい大きな環境影響をもたらすプロジェクトを含んでいるのか。そのあたりの重い、軽いというイメージを持つておくことは、役に立つのではないかとということでございます。この点につきましては、カテゴリー分類したものを用意して頂きましたので、後でご紹介をお願いしたいと思います。

それから、(4)として、環境社会配慮ガイドラインの体系ということでございまして、今回のガイドラインというものは、一番頭につくガイドラインだという理解でおりますが、その下を含めて、全体のガイドラインの体系はどうなのか。それを頭においておかないと、このガイドラインが、どこまで変えたらいいのかということが明確にならないのではないかとということでございます。今のところは、セクター別の20のガイドラインがございます。これは開発調査の事前調査に適用されるものだという、非常に限定的なものでございます。その間が抜けているところは一体今後どうしていくのか。そのあたりについて、体系を考慮しておく必要があるだろうということでございます。法律を作る際にも、法律単独ではなく、法律の下に政令があつて、規則があつて、告示があつて、技術指針などがあるという全体のシステムを頭において法律というものを書きますので、同じようなイメージを作っておく必要があるのではなかという主旨でございます。

それから(5)として提言の構成であります。ここについては次の20ページから構成案を作ってみました。これに沿ってご説明をしたいと思います。この構成案のペーパーにつきましては、あくまでも私、小川のメモということで起草グループの了解を得た

ものではないです。あくまで考える材料ということで見て頂きたいと思います。提言の内容に触れるべきことということで4点おいてあります。まず第1点は、開発途上国、関係機関、JICAによって達成されるべき、「JICAの協力業務の対象事業（の全サイクル）」における環境社会配慮のあるべき姿を示す。かぎ括弧でくどい書き方をしておりますが、開発調査というJICAのプロジェクトだけではなく、開発調査が対象としている開発プロジェクトそのものの全サイクル。企画から実施、フォローアップに至るまで、どのような環境配慮が必要なのか、EIAが必要なのか、情報公開が必要なのか。そのようなことを頭においておく必要があるということが第1点でございます。

第2点が、JICAが協力業務において①環境社会配慮に関し達成すべき目標、②環境社会配慮に関して行うべき「支援」の内容、③環境社会配慮に関し負うべき「責任」を整理するというところでございます。これは、検討会の中でも「支援」という言葉の内容、責任という言葉の内容をめぐって大変激しい議論がありました。ガイドラインを書く上で、支援が何で、責任が何かというこの検討会での理解をしっかりとすることが、非常に大事な基盤であると思います。それから、もう1つは議論した内容を外部の人にわかるように報告書の中で説明していくということは、重要な点であると思います。

3番と致しまして、環境社会配慮ガイドラインの構成と内容を具体的に提示する。ここがコアの部分でございます。

さらに4点として、JICAの範囲外であっても各スキームに関して、環境社会配慮を確保する上で、関係機関が行うべき内容について指摘するというところでございます。これは前回の検討会で議論になりました、JICAの外側である案件の採択ですとか、そういったところで外務省、その他事業省庁等がどういうことをすることが期待されるか。そういったJICAからはみ出すことについても、この検討会の提言としては広く触れていこうということが、前回の検討会での理解でございました。

その次、「提言」の構成でございますが、これについては前回の最後にJICA事務局から配られました論点をベースにして、それにJBICの際の検討会の報告書というものを重ねてイメージしたものでございます。ですから、仕掛かりでございます。ゴシックのところは、JICAから配られた論点そのものの文章でございます。このJICAから配られた論点というものは、あくまで検討会で議論する論点でありまして、この構成そのものがガイドラインになるわけではなく、またこの検討会の報告書の構成になるわけでもないということでございます。ただ、中身としては実は非常に近いので、それをベースにして膨らましております。ご紹介しますと、まず「はじめに」という検討会の主旨等を書く必要がある。

それから、Bとして「JICA環境社会配慮ガイドラインのあり方」ということを、仮案でかっこにしてあります。これはJBICにはないものですが、基本的考え方ですとか、それから計画アセスメント、環境管理システムという非常に重要な概念です。これらにつきまして、まとめた章を総論としておこして、説明しておくのが1つの案としては考

えられるのではないかという主旨でございます。

それから C として JICA 環境社会ガイドラインの構成と内容。ここがガイドラインの雛形となる部分でございます。まず、ここはあまり触れておりませんが、基本的事項という章があるだろう、基本方針、目的、適用範囲等があるだろう。それからアセスメントと環境管理システムというものに斜線を引いてありますが、これはガイドラインの構成上このような表題で出てくるものではないのではないかというのが、私の考えでございます。むしろ基本方針の中で計画アセスメントというものを重視していくとか、そういった書き方で触れていくのではないかということでございます。そこで、独立的な項目としては落としてみました。

次に手続きでございますが、大きな問題点は、JICA が行うアクションと対象となっている開発プロジェクトに求められるプロセス、情報公開ですとか、EIA、それが混合して書いてある気がします。ガイドラインというのは、JICA がどのようなアクションをとるか。全て JICA が主語になっておりますので、その JICA のアクションとその他のものは画然と分けておく必要があるだろうという主旨でございます。仮に 0 (ゼロ) としましたが、相手側が開発プロジェクトそのものに、どのようなプロセスが求められるかということは、1つ整理しておく必要があるという点がございます。

1 に「JICA による～」という言葉をつけ加えてありますが、JICA が行う環境社会配慮の確認と支援ということで、ずっと行いを書いていく必要があるだろうということでございます。ここは作業をしておりませんので、JICA の論点そのものでございます。

21 ページに参りまして、最初の 3 行は付け加えたところでございますが、次の 2 から 6、情報公開以下につきましては、JICA の書き方が相手国に求める措置と JICA の措置が混在している。ここでは、JICA が行う措置に限って書いて、相手国の方は 0 (ゼロ) にまとめるといった整理が必要である。例を具体的に申しますと、JICA の論点の情報公開というところで、「2-2.時期との内容」「3.相手国の情報公開」というものは JICA のアクションではなく相手国に求める措置なのです。このあたりで整理がよくないところがありますので、この整理が必要だろうという主旨でございます。

22 ページに要検討点として、いくつか上に載らなかったことが書いてあります。若干繰り返しになりますが、JICA 以外の主体が行う意思決定等を「提言」にどのように位置づけ記述するのか。どの場所に書くのか。これについて JICA の作業プロセスに従って、それぞれ溶け込ませる形で報告書に書いていくのか。あるいは独立の章立てで、環境配慮全般の流れはこうあるべきだという形で書くのか。そのあたりの構成を考える必要があるだろうという点でございます。

それから 2 点目として、JICA が行う「支援」の内容や「責任」の内容をはっきり書いておくべきだと申し上げましたけれども、その書き方として、個別のところ溶け込ませて書くのか、あるいは最初に申し上げましたように、1つの章を立てて、まとめて見やすく書いておくのか。そのあたりの構成の検討がいる。

最後に、これも繰り返しになりますが、色々な基本的な考え方を独立して B 章と書くのか、あるいは C 章の中で計画アセスメントというものがガイドラインの中で出てくる場所で、その解説の形でアセスメントはこういうことであるというように書くのか。そのあたりの構成の検討が必要であるという点でございます。以上でございます。

- **國島共同議長** どうもありがとうございました。起草グループの取りまとめ役という大変な役をして頂きまして、心から感謝申し上げます。ビューローの委員会では、現時点における起草グループの検討の内容の報告ですということで、すぐに次の議題にいくという案もあったのですが、それではいけないということで、今議論をしますと色々な内容を含んでおりますので、今現時点のご報告を聞いて頂いたということで、何かご質問や、ここが理解しがたいということがございましたら、そこに絞って承りたいと思いません。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** この委員会でも提案させて頂いたのですが、このガイドラインの基本的事項、手続きの中で、ガイドラインの見直し条項というものをに入れて頂きたいということを述べさせて頂いて、このⅢのその他の中に入っておりませんので、出来ましたら、それは入れて頂きたいと思ひまして、改めて発言させて頂きました。
- **國島共同議長** しかと承りました。ありがとうございました。他に何か、ご説明頂いたことで分かりづらかったなど、ご質問ございますか。よろしいですか。では、ありがとうございました。

それでは、資料 1 の 4 番目、「環境社会配慮に関する JICA とコンサルタントの役割」という議題に進めさせて頂きます。念のために、ここの議題は同じ資料の小川委員からご説明頂きました資料の 18 ページの下から 19 ページの半ばまでにかけて、JICA の業務や組織のあり方について、十分に理解するために、各スキーム（開発援助や無償資金協力等）の JICA の意思決定の動きと、JICA の業務を行う場合のコンサルタントの環境社会配慮面に関する業務内容、支援の度合いについて、ここで起草グループの強い要請もございましたので、少々時間を取り資料を使って説明して頂きたいと思ひます。では、鈴木さんからお願い致します。

-----◇-----

- **鈴木** それでは、お手元の資料 1 の 23 ページを見て頂けますか。まず、私ども事務局から 23、24、25 ページにつきまして簡単にご説明した後、本日環境分野の JICA 国際協力専門員である今井という者が来ておりますので、具体的に途上国の EIA プロセスに、どのように開発調査が絡んでいくのかというような、いくつかのケースを示しながらご説明したいと思います。その後、氏家委員からコンサルタントが実際に開発調査で、環境社会配慮の団員として入った場合に、どのような業務を行っていくのかということについて、氏家委員よりご説明して頂きたいと思ひます。

まず私の方から、23 ページから簡単にご説明申し上げます。以前、フローチャートでそれぞれの業務の流れというものは、この委員会でご説明しておりますけれども、こ



これは、相手国政府、日本外務省、JICA、コンサルタントがどのように、意思決定をして、書類がどのように流れていくかというケースでございます。まず上から、プロジェクトの形成。まさに要請が上がってくる前に、プロジェクトを作っていく段階の形成、そしてプロジェクトの要請が上がって事前調査を行い、本格調査を行い、JICA 協力終了後という流れになっております。まず相手国政府が実際に、具体的な案件、あるいはこのような事業を行いたいという時に、プロジェクト概要の資料や立地環境の資料を作成します。一番左の上でございます。この過程で、在外公館、JICA 事務所といったものが相談にのりながら、ここのプロジェクト形成といったプロセスを進めていくこととなります。

必要に応じて、この「必要に応じて」というのは、どのような例かと申しますと、ケースバイケースでございますが、具体的に JICA でもう少しきちんと調査団を出して、プロジェクト形成をお手伝いしようという時に、図の JICA 欄に入っております「プロジェクト形成調査」というところで、派遣する場合がございます。この時に、コンサルタントに環境面あるいは、社会面等について、団員として入って頂いて、このようなプロジェクトにした方がいいのではないかとというような、実際に要請書を作成する時に、要請に向けてどのような案件を実施していくのが妥当かというところについてのお手伝いを頂くケースがあるということです。これはケースバイケースでございます。コンサルタントが入る場合と、入らない場合がございます。

これを受けて、あるいは相手国政府独自から、要請書を日本大使館に提出し、これを日本外務省が受け取って、それを JICA で受領し、コメントを作成します。そして外務省に JICA のコメントを提出します。そして、図の真中に入ります、「案件検討・各省協議」というものがございますが、外務省で各関係省と協議をなさって、調査をするかしないかという実施の決定を行う。これが真中の意思決定の部分でございます。「調査実施指示」というところがございます。ここで1つの大きな意思決定がされるということになると思います。案件として非常に問題がある、あるいはやるべきではない、協力の効果がない等と様々な理由の不採択の場合には、左側の No ということになります。

Yes ということになれば、そこで JICA に調査実施指示というものが参ります。これを受けて、JICA が事前調査団を派遣する。それにあたってコンサルタント団員に、今の環境社会配慮ガイドラインが事前調査のためのガイドラインと言っているのが、まさにここの事前調査のところではコンサルタントが、業務委託で使われるガイドラインが、現状の 20 のガイドラインでございます。これを受けてコンサルタントが、スコーピング等を含めて、どのような環境社会配慮面も含めた調査をするかという項目を出し、それをふまえ、我々が S/W と呼んでおりますスコープオブワークス。どのような本格調査をするのかという、本格調査の内容を規定する文書でございます。これを先方政府と交わします。場合によっては Yes にいきます。調査の内容について、先方政府と折り合わない、どうしても合意に達しないという場合には、No ということになり、案件が中

止ということを外務省へ提言を JICA がするという段取りでございます。

Yes の場合は、JICA の中の事前評価という手続きを経まして、実際に本格調査の実施に入っていくわけですが、JICA は図の真中に業務指示というところございますが、コンサルタントに業務を委託致しまして、コンサルタントで本格調査を実際に実施するということとなります。ここで先方政府、あるいは先方実施機関が行う環境アセスメントに対する支援の観点からの調査、もしくはカウンターパートへの技術移転等を行なうということでございます。この具体的な内容は後程、氏家委員からご説明があると思います。

こういった観点から作業監理ということで、各省庁、あるいは学識経験者、NGO の方が入っている場合もございますが、作業監理委員会というものを設置致しまして、コンサルタントの業務についての監理を行なうというものが、作業監理でございます。その結果、最終的に最終報告書というものが提出され、JICA はそれを受け取り、承認するということとなります。もし中身が適当ではないと判断される場合には、図の No から右に上がって、報告書修正指示というところに戻ります。Yes の場合には、それを先方政府に提出します。これを受けて、相手国政府の環境アセスメントの進捗状況はどうかということで、環境影響評価に係る許認可手続きのタイミングは色々だと思いますが、JICA の報告書を受けて、先方政府の行政手続の中で許認可手続きを進めるというのが、開発調査の流れでございます。

このまま無償資金協力と技術協力に進んでよろしいでしょうか。

- **原科共同議長** 今のところのスコープオブワークスのところの中身ですが、事前評価、アセスというところ。日本のアセスというと事業アセスですので、事業に入る直前です。相当中身が固まっているということなのですが、この場合は、中身が固まる前だと思います。どのくらいの上位の計画なのか、もう少し前なのか。どのくらいの段階でスコープオブワークスの中身を検討するのでしょうか。それが色々な熟度があるので、一概には言えないと思いますが、どのような感じか教えて頂きたいのですが。これはこの間、計画アセスとおっしゃっていたことと関わることだと思いますので、お願い致します。
- **田中委員** 専門員の田中でございますが、その点につきまして一般的なケースを申し上げたいと思います。このスコープ・オブ・ワークスを行なう場合には、だいたい先方とは計画の最初の段階での議論で入ります。そこからエンジニアリングも含めまして、環境配慮とエンジニアリングを先方がどのように行なって、それに対して JICA の本格調査団が、どのような形で仕事をしていくかという内容を詰めるということは、実際に最近では行なわれております。ただ、非常に大きな案件の場合には、先方がすでに計画を作っておりますので、そのケースというのは後程ご説明があるかと思いますが、ケース的にはそれほど多くはございません。
- **原科共同議長** この場合には、事業によってかなり幅があると考えてよろしいのでしょうか。いわゆる事業というプロジェクトよりも前の、strategic decision making（戦略

的な意思決定)という言い方をしますが、その戦略的な意思決定というものは、段階が何段階もございますから幅があり、プロジェクトに近い段階もあるし、もう少し前の段階もあるという、そのような理解でよろしいのでしょうか。

- **田中委員** プロジェクトの規模によっても違ってくると思います。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。
- **鈴木** 案件の内容によりまして、マスタープランのような案件であれば、非常に上位計画のような部分の内容でございますし、事業アセスに限りなく近いと申しますか、フィージビリティスタディであれば、それに近い内容になりますので、非常にバラエティがございます。
- **國島共同議長** 今説明して頂いたのですが、こうしましょう。今の開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト、それぞれの個別の説明の後に、質問がございましたら頂いて、全部終わったところで全体についての質問を頂くことにしたいと思っておりますので、今の開発調査の件について何かご質問がございましたらお願い致します。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** JICA の作業の中で、事前調査の後に S/W の署名があつて、その後に事前評価、業務指示となっておりますが、その S/W の中で合意される内容が、この最終的な業務指示になるということなののでしょうか。
- **鈴木** はい。その S/W の中で合意された内容のコンサルタントに委託する部分というものが、この業務指示に繋がっていく。この業務指示は JICA がコンサルタントにする業務指示ということになります。
- **松本委員 (FoE Japan)** ということは、その S/W というものは、相手国と結ぶ署名ということですね。署名があつてから、事前評価をするということなののでしょうか。署名するのであれば、その前に評価がある方が普通かと思いましたが。よく分からなかったので、もう一度そのあたりをご説明頂けますか。
- **鈴木** 現状では、S/W の署名をした後に、S/W の内容に基づいて事前評価を行なっているというのが現状でございます。ただ、この事前評価の位置づけにつきましては、JICA もどのタイミングで、どのような事前評価をするのが一番適当なのかということについて、開発調査ということだけではなく、全ての JICA の事業について、もう一度検討しておりまして、事前評価を適正に位置づけていこうということを考えております。ただ現状では、確かに S/W の後に事前評価を行なっています。
- **松本委員 (FoE Japan)** ということは、事前評価では何をされているのでしょうか。
- **鈴木** S/W の内容が実際にどのような内容であるかというのを確認して、それはきちんとその後の業務指示と本格調査を含めたフローの部分に、適切に反映されているかどうかという部分を確認するというのが事前評価になっております。
- **國島共同議長** 今のお返事を伺うと、「評価の内容は何ですか」と伺った質問に対して、「確認をすることです」というように聞こえたのですが、それでよろしいのでしょうか。

変な言い方で申し訳ありません。

- **原科共同議長** 私も同じように感じました。事前評価という表現が合わないのです。この段階で行なわれることは、事前評価という言葉で表現されることと違うような気がします。つまり業務指示のための確認という感じがします。しかも S/W の前に調査団が行かれる訳ですから、S/W の前に調査団の調査結果を得て、なんらかの判断をされるわけですから、そこでの事前評価の内容というのはおかしいと思います。その用語がおかしいのではないですか。
- **鈴木** 実際には、この事前調査団が行って、内容を確認してそこでスコープオブワークスを行います。もちろん事前調査団で確認をして、その上で S/W を結ぶということになりますので、いわゆる今おっしゃったような意味で、事前評価とここで呼ぶのが、本来の意味からいって適当なのかというご質問には、確かにご指摘の部分があるかと思いません。
- **原科共同議長** 今の理解を確認のために申し上げますと、事前調査団派遣のあとに、おそらく事前調査というものが入って、それから S/W の署名というような感じがします。それから、次の下の事前評価の部分は、業務指示のための確認みたいなことだと思いますので、そのような具合に表現し直すと理解できると思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **事務局 深田（以下 深田）** 私は企画・評価部長で、評価の方も実は主管しております部長なのですが、ご指摘の点は確かに案件の妥当性を判断するという点も含めた評価が、一般的には事前評価ではないかということだと思います。そのターミノロジーというのは、もう一度見直さなければならぬと思いますが、ここの我々が今まで使っていた事前評価というものは、あくまで案件に対して、案件の規模がどうだとか、サイトがどうだとかということも、この確認ということの内容が高いということは、もちろん事実だと思います。ただ、これから評価を充実させていく上で、何らかのアクションとして、どう呼ぶかは別にしても、事前調査の後に案件の妥当性を判断するという行為があるべきだろうし、そこをもし事前評価と呼ぶのであれば、こちらは事前評価でない用語を使わなければならないというのは、同じ認識でございます。
- **國島共同議長** それなら、すっかりしました。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。それで1点疑問に思ったのは、この事前調査団の派遣の後、S/W を結ぶか結ばないかというところで、調査内容について折り合わない場合というように、鈴木課長はおっしゃいました。ということは現状では、深田部長がおっしゃったような、これは S/W を結ばない。つまり、ここで終わりにした方がいいのではないかという判断が、どこでなされているのかということとは、ちゃんと知っておきたいと思います。つまり、ここに書いてあることを信じれば、団長が一存で出来ることということになってしまうのではないかと思うわけです。これ

は現状どのようになっているのか教えて頂きたいと思います。

- **國島共同議長** 深田さん、どうぞ。
- **深田** 開発調査機関だけではなく、無償資金協力でもそうなのですが、JICA は実施機関ですから、案件の決定は政府です。ですから、決定行為が行なわれるところで、判断が行なわれるということになるわけですから、例えば開発調査で申し上げれば、ここで各省協議があって、調査実施指示というところで1つの政府の決定行為があるということなのだと思います。それを受けて、そこからはJICA の責任下に落ちていくということなのですが、1つの案件のゴーサインを出す、出さないという大きな部分というのは、案件を決定する行為というものが政府にあります。そこで1つの **decision** がなされるということだと思います。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** それはすごく細かいことですが、やり直しがきく時点というのは、最初の調査をするかどうかという時点が1つ。次が、本格調査を行なうかどうかという時点が2つ目だと思います。1点目については、綺麗に調査実施指示というのが外務省のところに入っていて、No の場合「不採択通知」というようになっておりますが、2つ目の本格調査にいくかどうかのところは、S/W の署名のところに「案件中止を提言」というようにだけ書いてあります。

従ってこれを読む限り、この段階ではJICA が送った事前調査団の意向というものが、かなり尊重されるのだろうというように読み取れると私は思います。従って事前調査団が派遣されて、そこが現地を見て、この本格調査を進むべきか、進むべきではないかという判断をすることは、とても重要なことではないかと思ったので、今深田部長がおっしゃったように、そこも外務省かと言われてしまうと、少々この図とは合わないのではないかというように思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。
- **深田** おっしゃったように、図を書き直せばいいと思います。案件中止の提言があったら、その後意思決定があるものなのだろうと思います。意思決定というのは、政府による意思決定です。
- **田中委員** その点を少々補足させていただきます。私も事前調査団として向こうへ行きました、向こうの方と署名をすることもございますが、実際は事前調査団派遣という図中の四角の囲いをもっと下へ降りてきまして、S/W の署名を含んだ形が実際には行なわれております。先程の松本委員のご質問で、なかなか向こうと折り合わない時はどうするかということですが、例えばその場合にはJICA を通じて外務省の方、それから関係省庁の方々（例えば道路案件であれば国土交通省の方）と、実際に行く前に各省協議をしておりますので、その方々と相談しながら最終的にどうするかを決めます。請訓電報というのを打ったことがあるのですが、（訓令を請うという電報があるのですが）、その場合に署名しなくてもいいということであれば、私どもは署名せずに日本に帰って来るケースもあり、滅多にありませんが、このような請訓電報を打ったことはございます。以上です。

- **國島共同議長** しかし、今のような説明をして「なるほど」と思わざるを得ないようだったら、この資料は元々本来の目的の開発調査というものは、どのようなことをしているのだろうという要請に対して、はっきり言って落第です。私はそうとしか思えません。共同議長という立場だからかもしれませんが、フローチャートで、要望をはっきり検討し、色々な矢印なども付けたりと考えるのは大事ですが、きちんと詳細を説明できる方法というのではないのでしょうか。昔は公共事業が案を作った時に、予定価格とは何だという、最初の委員会でこのようなフローチャートや図表で、当時の建設省や事務局が出しましたが、こてんぱんでした。何もわからないものでした。田中委員はわかるけど、私はわからないという人はたくさんいて、結局紙芝居、漫画のように全体の流れを見せていく。人がいて、状況があって、紙があって、それに少々説明がある。あらゆる立場の国民の方に、予定価格というものはどのように作って、どのようなものなのかというのを分かってもらうのに、何百万というお金を使いました。そのくらいの覚悟で3つとも説明するというのを、少しお考えになった方がいいのではないかと、やりとりを聞いていて私は強く思いました。

時間も少ないので、次に参りましょう。そして3つ終わったら、またお伺い致します。無償資金協力についてお願いします。

-----◇-----

- **鈴木** 不十分な資料で申し訳ございません。紙に書いていないことは、大変恐縮ですが言葉を添えながら、ご説明していきたいと思えます。無償資金協力でございます。一番上に「調査実施決定までは開発調査と同じ」と書いてありますが、この開発調査の要請書を日本大使館に提出、要請書を受領、要請書に対して JICA はコメントを作って、案件検討をして、調査実施指示というところまでが開発調査と同じということでございます。決定まででございます。ここで調査実施指示という図の真ん中にある外務省から、あるものは右側の JICA というところの実施指示に参ります。ものによっては、案件の中止ということで No に下がります。JICA は外務省からの実施指示を受けまして、ここは予備調査を実施するものと、しないものがございます。それは以前の委員会でもご説明したかと思いますが、ケースバイケースで内容によって判断しております。

外務省からの実施の指示を受けたあとは、JICA がコンサルタントへ業務委託を行いまして、具体的な情報収集、基礎検討、報告書の取りまとめという事前段階の調査を行なって、報告書を作成して、JICA へコンサルタントが提出するということになります。これを受けて JICA が No というのは右に戻りますが、先程と同じように、内容の修正が必要な場合には、コンサルタントに戻ります。その報告書自身に、内容的な問題がなければ、Yes というところで、外務省へ予備調査報告書というものを提出するということになります。

これを受けて外務省がこの案件は基本設計調査、その後に本格調査と書いてありますが、ここは無償では基本設計調査と呼んでおります。そちらに移るべき、妥当であると

判断した場合には、右の Yes を通じて、別途指示というところに参ります。これを受けて JICA は、コンサルタントと業務委託という、基本設計調査の実施にあたっての業務委託を行ないます。ここでコンサルタントは具体的な案件に応じて、基本設計（実際に施設の設計、機材の設計等のデザインの部分）と概算事業費（いくらぐらい金額が必要とされるのかという積算）、合わせて妥当性は検証の上でございますが、報告書を作成して、JICA へ提出し、JICA はその報告書の内容を確認して、No の場合にはまた戻りますが、Yes の場合は左側に進んで、外務省に基本設計報告書というものを提出することになります。

外務省はそれを受けまして、ここに恐らく 1 つフローが抜けているとご指摘あるかもしれませんが、審査の過程がございます。外務省で JICA の基本設計調査報告書の内容を審査して、それでよろしいということになれば、財務実行協議となり、財務省と予算関係の実行についての協議を行なって、その後閣議決定を行なって、順調に進めば Yes ということで、図の真ん中にある交換公文署名ということになります。この閣議決定、あるいは財務実行協議が妥当とされなかった場合には、右側の案件中止というところに移ります。あわせまして、予備調査の過程、本格調査、基本設計調査の過程を通じまして、環境影響評価等の必要な手続きを、ここで行なっていくということになります。この環境影響評価の許認可手続き完了から、日本外務省へ矢印が出ておりますが、この部分も、全てこの通りかという、正しい資料ではございませんので、申し訳ございません。必ず許認可手続きが完了してから財務実行協議に進んでいるかという、これも例によって異なるというのが現状でございます。

その後、交換公文の署名をした後は、ここは外務省で実際の実施をされているということになり、相手国政府とコンサルタント契約、入札、業者契約ということで、実際の事業が進んでいきます。外務省から JICA へ実施促進の指示というものがございまして、契約が順調に進んでいるかどうか、契約部分についてのモニタリングが JICA に参ります。相手国政府は、図の右側にあるコンサルタント契約というところで、矢印が出ておりませんが、ここは繋がっておりまして、コンサルタントが実際の詳細設計、実際の工事の施工監理を行なっていくという流れになっております。この表も若干不十分で申し訳ございません。

- **國島共同議長** ありがとうございます。それでは、今の無償資金協力のご説明について、何かご質問はございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** またいくつかわからないので、教えてください。最初の実施指示のところなのですが、どこまで具体的に実施指示が成されるのかというのを教えて欲しいと思います。調査内容になるところは全て JICA に任せてもらえるのか、どこまで実施指示がくるのか教えてください。
- **國島共同議長** 1 つ 1 つ順番に回答していきましょう。
- **鈴木** 実施指示につきましては、文書によって国と案件名が JICA に参ります。文書と

して指示を受けるのは、国名と案件名でございます。内容については当然、外務省の無償課の担当者ないしは、JICA の無償部で内容を、もちろん調査団を出す前の対処方針会議ですとか、そういった各省との会議がございますので、そこについて具体的にどのような調査を行なっていくか、どのような案件内容にしていくのか、妥当性はどうかということについての協議、打ち合わせの機会をもたせて頂いておりますが、指示の文書指示というものは、案件名でございます。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 次とも重なるのですが、そうすると調査という JICA が行なう部分で、意思決定は外務省が行なうということは分かっているのですが、調査を行なうという JICA の独立性などが知りたかったのです。というのは、今のお話からすると、調査内容についての対処方針会議というところで詰めていくのかと思った訳です。今後ガイドラインを詰めていく中で、このような調査の時に、このようなことを確認しなければならないということを書いていくと思います。

そのような中で、そこに書いてあることが、本当に JICA だけで担保出来るのかどうかを知りたいのです。実際の調査内容について、ほぼ JICA の専門性が活かされて、そこで進めることが出来るのかどうかをお聞きしたい。それはつまり、報告書の承認のところにも関わってくるのですが、報告書に対してこの内容では、プロジェクトが出来ないから変えてくれというようなことが、どこから言われるようなことでは、JICA の調査の独立性が保てないと思う訳です。従って、報告書の内容についても、JICA が責任を持って、独立をした調査結果として、果たして承認が出来るのかどうかということですから、そこを教えてくださいと思います。

- **鈴木** 今の点につきまして、調査団派遣の前に対処方針を作るということは、もちろん JICA だけでは出来ない、外交上の色々な内容というものもございまして、対処方針会議というのは、外務省や厚生労働省、例えば保健でしたら保健の専門的な知見を頂くという意味で会議をもたせて頂いております。調査の内容につきましては、JICA と実際に業務の委託をするコンサルタントとの間で、専門性を活かした形で、中身は独立性を保ち、現在も行なっております。
- **國島共同議長** よろしいですか。他に何かご質問ございますか。村山委員、どうぞ。
- **村山委員** この無償資金協力の場合、例えば情報公開という意味で、公開されるのはどの段階ということになりますか。
- **鈴木** 報告書の公開ということでしょうか。それぞれの段階で、基本設計報告書が、当然 No になってコンサルタントに戻るものについては、ドラフト段階ですので報告をしないこととなりますが、基本設計報告書が完成した段階で情報公開をするということに、現状ではそうなっております。
- **村山委員** 予備調査の方はされていないということですか。
- **鈴木** それは無償部の方から確認をお願いします。
- **國島共同議長** はい。どうぞ、お願いします。



- **事務局 無償資金協力部計画課 中村（以下 中村）** 報告書の公開については、予備調査を実施した場合には、予備調査が完成した時点、それから基本設計調査報告書については、基本設計調査報告書が完成した時点ということで、運用しております。それに加えて、情報公開という意味で現状行なっておりますのは、調査指示を外務省から頂いた時点で、案件名、概ねの調査予定というものをホームページで公表しております。
- **村山委員** 調査指示というものが2つくらいあるのですが、どの段階でしょうか。
- **中村** 両方とも行なっておりますが、予備調査に対する調査指示を頂いた時点で、予備調査の案件名、調査の見込み、それから基本調査の調査指示（別途指示）という形で、頂いた段階で、基本設計の案件名、それから調査予定時期というものを公表しております。
- **國島共同議長** 今おっしゃったのは、この図の一番上の菱形という意味ですか。
- **中村** はい、菱形が2つございますが、この一番上の菱形は、予備調査に対する指示ということに該当しております。2つめが基本設計の調査指示で、それぞれに対して指示を受けた段階で、調査の案件名の公表をするということでございます。
- **村山委員** 報告書も一緒に公開されますか。
- **中村** 調査指示を頂いた時点は、これから調査をする時点でございますので、この時点では報告書を作成しておりませんので、あくまでも調査が終わった後、報告書を作成して、その後報告書を公表することになります。
- **國島共同議長** よろしいですか。他に何かございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 確認なのですが、情報公開請求しているものとしての今の点なのですが、ある案件の基本設計調査報告書を情報公開請求しましたところ、外務省からは入札が終わるまで公開出来ないという答えが返ってきました。JICA は公開をしてくれたのですが、政府の中で同じ文書を同じように渡して情報公開したら、片方は入札が終わるまで出せない、JICA は出せるということを出してくれたのですが、一体本当のところ、出せるのか出せないのか、もう一度確認をしたいのですが。
- **山田委員** 私は、前職が情報公開審査会事務局というところにおりましたが、その話はまさに私が無償課に来た後そのような話になっているということを承知しました。情報公開法による基本設計調査の公開の具体的なルールが不十分でございました。最初に外務省に情報公開請求された時点で基本設計調査報告書をどうするのかということで、そのようなお返事をしたと思います。その後、4月になって JICA に情報公開請求があつて、また外務省にも相談があつて、入札前であっても基本設計調査報告書を公開することにしようということになっております。

今、外務省においても、JICA と同じ開示を行なうべく準備をしております。これは何故こうなっていたかということ、要するに明確なルールがなかった、それに相手国との関係がどうだということをも十分整理しきれなかった部分があるのだらうと思います。今までは基本設計報告書の公開は入札後だということをお前提にしておりましたが、これは

そのような必要性もないだろうということで、まさにメコン・ウォッチ様からの開示請求を機に、きちんとルールに従って情報公開をするということにしておりますので、そのような改善を図っております。

- **國島共同議長** どうぞ。
- **原科共同議長** 全体のシステムの観点からお聞きします。この開発調査と無償資金協力を比較しますと、本格調査は両方ともに行ないませんが、その前の開発調査の事前調査は必ず行なうわけですね。無償資金協力の場合には、予備調査というものはかっこになっていて、行なわない場合もあるということです。そうするとフローチャートの上に、予備調査を行なうか行なわないかの判断をする場所があると思います。それがうまく表現されていないのですが、どのあたりで予備調査を行なうか行なわないかの判断をされるのか、教えて下さい。これですと、変なフローチャートに思えます。
- **鈴木** 「調査実施決定まで開発調査と同じ」と言って省略してしまっているところが、まさにそうなのですが、要請書を外務省が先方政府より大使館経由で受けて、それをJICAがコメントを出し内容を確認した時に、これは予備調査を行なって、さらなる情報収集を行なった方がいいということを判断します。基本設計調査というのは、まさに基本設計でございますので、設計の部分が非常に多い。具体的に案件が決まって、どのような施設にするのか、どのような機材にするのか、どのような仕様にするのかというのを詰めるのが主の調査でございますので、その前に一定程度の情報を収集する必要がある、情報が不十分である、あるいはこれは環境社会配慮も同様のことになると思いますが、そのような場合に予備調査というものを、行なうか行なわないかというのを検討して、JICAはコメントを返します。そこの調査実施指示という図の一番上の菱形で、JICAがコメントしたものを受けて、外務省の方でこれは予備調査を行なうべき、あるいは行なわなくてもいいのではないかという判断をされて、その下の予備調査を実施するかということが決まります。
- **原科共同議長** そうするとこれは、図の上「調査実施決定まで開発調査と同じ」から下に矢印が一本しか出ていませんが、もう1つ矢印が出るということでしょうか。
- **鈴木** もう1つというのは、どのようなことでしょうか。
- **原科共同議長** つまり予備調査のルートに入るものと、スキップして調査実施指示に入るものということです。
- **鈴木** 失礼致しました。はい、そうです。2本になり、どちらかでございます。
- **國島共同議長** 次に行きましょう。技術協力プロジェクトをお願い致します。

-----◇-----

- **鈴木** それでは、技術協力プロジェクトに参ります。技術協力プロジェクトはまさに、一定期間（3年間、5年間・・・）といったものに対して、相手国政府の能力育成、人材育成、制度構築を主に行なうという主旨のスキームでございます。案件の形成の段階は、開発調査の時に申し上げましたように、先方政府がこのような案件をしたいという

ようなアイデアがある場合、JICA 事務所、在外公館等が相談をして、そこで具体的に案件を煮詰めていくということになります。ここで同じようにプロジェクト形成調査、必要があれば JICA で調査団（専門の人間から構成される調査団）、これは JICA あるいはコンサルタント等で行ないませんが、現地に行きまして、先方政府と相談をして、具体的な案件の形にしていくというのがプロジェクト形成でございます。

そのような内容の調査団の提言をふまえて、先方政府が要請書という形にして、日本大使館に提出して、大使館経由で外務省が要請書を受理します。JICA は要請書に対するコメントを、外務省に返して、外務省が各省と協議の上、案件をするかしないかという検討を行い、事業実施の指示（図の真ん中の菱形）を決めるということになります。行うということになりますと、JICA に Yes ということがきまして、ここで JICA の事前調査ということになります。これは具体的にどのような協力をしていくのか、技術協力の場合人がどの程度はりついているのか、制度はどうか、かなり初期段階で見えないと、その後の 3 年間、5 年間の協力計画は出来ないということで、そこに活動内容について詳細の調査を先方政府と行なうための調査団を出すことになります。これを見ますと、不十分な点が多く申し訳ございません。もう一度説明に応じて、後で書き換えるように致します。

この調査の結果、やはり事前調査を受けても、なかなか具体的な協力には繋がらないと調査団で判断されるものについては、外務省に対して中止を提言するということになります。その後、外務省で中止するかしないかという決定が 1 つこの図に入ります。JICA でこれは実際に協力をすべきということになれば、下の Yes に進み、実施協議調査というところに参ります。この実施協議調査というものは具体的に、その下の「Record of Discussion (R/D) の署名」というものがありますが、この署名をするための調査団でございます。まず R/D を結ぶかどうかということ JICA で決定をし、調査団を派遣します。実際に現地で R/D を署名するわけですが、その過程でも、最後の最後になって先方政府と折り合いがつかないということになりますと、中止もしくは延期というような提言を、日本政府にしなければならないケースもございます。先程請訓というお話が田中委員よりありましたが、同じようなケースも場合によってはございます。この図の中止の横に、外務省の意思決定の菱形、Yes か No かという意思決定が 1 つ入るかと思えます。ここも抜けておりました。

R/D を実際に署名するということになると、R/D の中身は具体的にどのような協力機関で、どのようなプロジェクトの目標で、そのためにどのような活動を行なうかというような、俗に言うプロジェクトデザインマトリックスと呼んでおりますが、活動とプロジェクト上位目標というものを明確に記した内容を盛り込んだ R/D を署名することになります。「プロジェクトの実施・監督」のところでございますが、冒頭に 3～5 年と申しましたが、協力期間を決めた上で、その 3～5 年の間、JICA から実際に現地に人を送り、あるいは現地から人を受け入れるということで、実施をかなりの部分、

JICA が主体性をもって行なうこととなります。環境社会配慮は、なかなかケースとしていないのですが、当然ながら先方が行なうべき環境社会配慮について、協力の項目に含まれるということになれば JICA は、積極的に先方が行なっているのかどうかを、人材育成を通じ、資金的な支援も含めて、ここで協力していくということになります。

プロジェクトは当初の予定の 3~5 年終わったあと、先方政府が実際に、それがどう繋がっているのか、実施しているのかについて終了後の 3~5 年(ケースバイケースで、プロジェクトの規模による)、事後評価というものを JICA が行なうこととなります。以上でございます。

- **國島共同議長** どうもありがとうございました。何かご質問ございますか。この技術協力プロジェクトのことも結構ですし、全体を通して結構でございます。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 1点お聞きしたいのですが。事前に読ませて頂き、お聞きしたいと思ったのは、私も長い間特殊法人で働いていたという意味で、このようなフローを法令的にはどのレベルで規定してあるのかというのが、非常に気になります。特殊法人には、設立法があつて、その下に政令すなわち業務方法書があります。通常、業務方法書を軸に仕事をするわけで、そのレベルにガイドラインのことが書いてあれば重みがありますが、それ以下のレベルで書いてあるのであれば、その重みはかなり薄れるわけです。そういう意味からお伺いしたいのですが、現在はどのレベルでこのガイドラインのことを規定してあるのでしょうか。このガイドラインの議論の結果として、場合によっては業務方法書の改正まで必要になるかもしれないということが発生した場合、そこまで JICA として考える余地があるのかということも含めてお聞きしたいと思いました。
- **鈴木** 個別にご説明した方がよろしいでしょうか。だいたいよろしいでしょうか。要請書の検討の部分がございます。最初からお話でしたが、一番上流の要請書を受領して、JICA が要請書に対してコメントを作る。これは文書上の規定というものではございません。JICA は外務省が行なう要請、要望調査をお手伝いしているということで、いわゆる今おっしゃったような業務法といったようなレベルで規定されているものではございません。実際の調査実施指示といったものは、業務実施方針という形で、文書で JICA に指示がございまして。そういった意味での位置づけとしては、適切に公的なものとしてこの図の菱形で JICA に指示ときているものは、そのようなレベルのものでございます。
- **國島共同議長** 他に何かございますか。石田委員、どうぞ。
- **石田委員** JACSES の石田です。全体についてということではなく、どちらかという先程の無償資金協力の話に関しますが、開発調査と技術協力を見た場合は、JICA で中止を提言というものがあります。
- **國島共同議長** 何ページですか。
- **石田委員** 技術協力と開発調査の場合は、JICA の欄に中止を提言という言葉がそれぞ

れありまして、ご説明によると、外務省で実際にはその中止（No）の判断がその先にあるというお話だったので、無償資金協力の図を見た時に、JICA の欄のところには中止を提言という言葉がないので、No の場合には必ず報告書の作成に戻るようになっております。ですので、中止を提言というのがあるのかというのを確認したいということです。

- **事務局 無償資金協力部 松浦** 無償資金協力部の松浦ですが、開発調査と違うところは、開発調査の中でいい提言が出せるかどうか、悪い提言だったら出さないというのが、提言を出さないという意味だと思います。若干基本設計調査の場合には異なり、駄目だという報告も、報告の中に入る。その報告書を受けて、外務省が審査をして実施に持ち込むということで、報告書自身で、これはとても無償に合うプロジェクトではございませんでしたという場合でも、一応報告書を作ることがあるという意味で、若干開発調査とは違うという考えでございます。
- **國島共同議長** なるほど。それでは松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 最初は、森嶋委員がおっしゃった点で、もしかすると鈴木さんのお答えの中に入っていたのかもしれませんが、そのような意味でいくと環境ガイドラインというものは、法的な今の位置づけというものは、業務方法書の中に書かれているのでしょうか。それとも何か法的な根拠があるのか、あるいは今後の新しいガイドラインはどのような法的な位置づけのもとになるのか、今の時点でもしありましたら、お聞きしたいと思います。
- **國島共同議長** どうぞ。答えられる範囲で構いません。
- **鈴木** 現時点では、業務方法書といったようなものには入っておりません。環境ガイドラインに基づいて行えというような指示を、外務省から頂いているということではございません。JICA はあくまでも実施機関として、JICA の責任において、現在の 20 のガイドラインについて、JICA の中で実際調査するにあたり、この環境ガイドラインに基づいて調査をするという内部の手続きという位置づけになっております。外務省からの指示でこれに遵守しろというのが現状ではございません。今後それをどのような扱いにしていくかというのが、まさにこのあとの問題だと思いますが、遵守ということにあたって、具体的に JICA の組織として、組織決定をしていくということが必要になってくるとは思います。それは必ずしも外務省から業務方法書、ないしは業務実施方針に書いてあるかどうかということと切り離してあったとしても、JICA の組織としてこの調査を行なう時には、これに基づいて実施するのだということで、遵守体制は確保しなければならないように思っております。まだ政府との関係において、どう位置づけるかということは、我々議論は進んでおりません。
- **松本委員 (FoE Japan)** 1 点目は無償資金協力の中で、予備調査をしない場合もあるというお話だったので、その場合は事業の環境社会審査といいますか、そういったものは、その前に既に行なわれているという前提で、JICA あるいは日本の国の中では、

そういった環境社会についての調査は行なわれなくて、基本設計にいつてしまうことなのではないか。そこのところが分からなかったの、教えて頂けますか。

- **國島共同議長** はい、山田委員どうぞ。
- **山田委員** ここでは、予備調査と本格調査だけ書いてありますが、色々な場面でスクリーニングとか、そのようなものが行なわれるという理解です。最初のページに戻りますと、プロジェクトの形成段階。
- **國島共同議長** 何ページですか。
- **山田委員** 23 ページに戻りますと、開発調査と同じところなんです。要請書を受領して、ここで大使館と現地の JICA オフィスが話し合っ、これについての情報とコメントを付ける。この時に要請がきたけれども、これは極端に言えば、ハンにも棒にもかかりませんというものもあるでしょうし、これは優良な案件だということもあるでしょう。あるいは、ここで環境の問題があるかもしれないという色々な段階のコメントが付く。そこで一種のスクリーニングが行なわれます。それが本省にきますが、例えば単に病院にある機材を入れ替えるだけで、そこには専門家もいますということであれば、予備調査は不要であろうという判断が出来るわけです。その場合は、本格調査、即ち基本設計調査に進むということもあるかと思ひます。

他方、よくわからないものがある、あるいは環境社会配慮がかなり必要なものがあるのではない、ただその点を除けば優良な案件になる可能性があるという場合には予備調査を出すということで、その間にも調査実施と書いてありますが、外務省と JICA、それから現地の大使館及び JICA オフィス等、色々な情報のやり取りがあつて、それでは予備調査を出しましょうということになります。予備調査の内容については、このようなことでどうでしょうかということ、外務省としての意見も申しますし、JICA は更にコンサルタントと相談して、このような具体的なものを行ないましょうという、専門的な観点から検討していくことだと思ひます。

- **松本委員 (FoE Japan)** それに関連してなのですが、そのようなことになると、無償の案件の最初の環境のスクリーニングは、在外公館や JICA の事務所、あるいは外務省が行なっているというようなことで、現状はよろしいのでしょうか。
- **山田委員** スクリーニングというものが、正確にどこまでのものを意味するかということになります、例えば最初の段階で環境に問題があるか、ジェンダーはどうだとかというチェックは行なっております。ただそれが十分なものかどうか、さらにそれはある意味、大使館の気の配り次第によります。最初のスクリーニングというのは現地で行なわれているということなんです。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。あと 2 点あるのですが、開発調査のところ、先程田中委員のお話の中で、事前調査と S/W が一緒のようなこともあるというようなことをおっしゃっていましたが、一緒なのですか。
- **田中委員** 一緒です。

- **松本委員 (FoE Japan)** これは事前調査があつて、S/W があるというわけではなく、これは1つの行為というように考えていいということですか。そのような意味でいくと、評価をしたその場で署名をしていることになるのですか。
- **國島共同議長** どうですか。私はしたことがないのでわかりませんが。
- **鈴木** ここに書いてある事前評価の話ですか。事前調査の話でございますか。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **事務局 農林水産開発調査部 神 23** ページの流れをもう一度ご説明しますと、外務省が調査実施指示を出して、JICA が事前調査団を派遣するまでの間に、基本的には追加の情報の収集と、それをふまえた対処方針の作成があります。対処方針の作成の中で、現地でさらにこのような事項について確認すべし、あるいはこのような点について追加情報を取るべしというように、具体的な中身がある程度整理します。それを持って調査団は現地に行きますので、現地で対処方針に沿った形で先方の了解なり、あるいは調査の具体的な中身が整理出来れば、その段階で S/W に署名します。ただし、それが十分にクリア出来ない場合には、先程田中委員から説明されたように、本省に請訓をするなり、対処方針の中で S/W の署名は見送るという方針が出されていれば、その段階で見送って帰ってくるということになります。

ご質問された、事前評価をどの段階で行なうかということについては、最終的には事前調査団が、現地で情報を確認して判断するということになると思います。さらに、ここで書いております事前評価というものは、基本的にそういった確認した情報を、もう一度整理をして、事前評価表として取りまとめる。それは最終的にこの調査が、何を目標にするのか、どのような背景があるのかということをもう一度整理して、対外的に説明出来るようなものにするという位置づけだと思います。

- **國島共同議長** わかりましたか。
- **松本委員 (FoE Japan)** 調査に行つて、その場で S/W に署名するというのは、どうなのかと感じます。当然先程も議論がありましたように、調査に行つたあとに、なんらかの評価があつて、それから S/W というのが当然の流れではなかろうかと、お話を聞いていて思いました。ただ、これは意見です。

それからもう1つ、情報公開についてなのですが、その場で署名をしてしまうのであれば、S/W を署名したあとで情報が公開されるということですので一緒なのですが、私は別のものかと思つておりましたので、事前に情報が公開されるのかどうかをお聞きしようと思つたのですが、同じだということですので、この質問は取り下げさせていただきます。

- **國島共同議長** 他に今の3つの件についてございますか。それでは原科共同議長、どうぞ。
- **原科共同議長** 今の開発調査の場合のちょうど下のところなのですが、S/W の署名のあと、Yes 等に分かれておりますが、そうするとアセスのあとで事業中止となるという、

これはないという考え方になりますか。これを見ると、事業の意思決定はほとんど決まっているような感じがします。案件中止のあとのルートもないですから。私が先程質問したのは、プロジェクトがほとんど決まった段階では、マスタープランなどここに入っていないように私は思います。

- **鈴木** そうですね。図が必ずしも正確でなく申し訳ございません。最終報告書承認というところがあって、**Yes** だとそのまま左にいき、**No** だと報告書修正指示とだけしかありません。その承認の中身としまして、この案件はものによっては、例えば **F/S** であれば代替案をこうすべきという提言がこの報告書の中に含まれるということになります。実際にこの案件は、例えばコクインナンのタイのプロジェクトの例がフェーズ 1、フェーズ 2 というのがありましたけれども、あのような形でこの案件はこれを条件にしなければ、次のステップに進むべきではないというものが、この最終報告書の中身に含まれるケースもありますので、**Yes** だから全部行なうということではありません。
- **原科共同議長** 中にノーアクションも含まれる可能性があるということですか。
- **鈴木** あまりノーアクションという答えを出したケースは、私自身ほとんどないのではないかと思います。
- **原科共同議長** あまりないと思いますが、可能性としてあるのですか。事実関係として、あったかどうかだけ教えて下さい。
- **鈴木** それでは、社会開発調査部よりお願いします。
- **事務局 社会開発調査部 岡崎** 社会開発調査部の岡崎でございます。事実関係として、調査をした結果、**No** という結論が出ることもございます。ただその **No** という結論に、最初から分かるかどうかというのが 1 つのポイントです。**No** であれば、早い段階の事前調査の段階などで調査してみて、これはあまり妥当性がないということも、可能性の中にはあります。今までも最終報告書で経済性が低く、実現性がないという提言があったことは事実です。
- **國島共同議長** 今一応 JICA 側からということで、3 つの例を説明して頂いたのですが、冒頭でもお約束しましたようにコンサルタントのご説明ということで、ここで一時打ち切りたいと思います。説明の前にご意見ですか。どうぞ。
- **氏家委員** ECFA の氏家です。今たまたま國島共同議長から指名があったのですが、この **S/W** なのですが、我々サイドからしますとかなりラフな決め方なのです。中には、日本に持ち帰って検討する等ということも書かれております。実際我々はその業務指示を受け取って、プロポーザルを作り、特定されたらインセプション・レポートというのを作って現地に入るわけですが、実際この **S/W** に書かれていたことと、実際現地に行ってみたら違うことも間々あります。それから **S/W** の署名のところから、**Yes** で本格調査の実施、環境アセスメントの実施とかっこ書きで書いてあるのですが、これは後でご説明しますが、果たして相手国政府がこのように行なっていると言っていいのだろうかというところがございます。



- **國島共同議長** 今 90 分経ったところですが、引き続きのお話ですので、出来ましたらコンサルタントのお話をお願いしたいと思います。
- **鈴木** その前に、今 OHP で出ている絵を簡単にご説明した方が、氏家委員のお話につきやすいのではないかと思います。申し訳ございません。
- **國島共同議長** しかし、先程の様に、よく考えてみればまずいところだらけだということであれば、説明しない方がいいかと思います。
- **鈴木** 大丈夫だと思います。

-----◇-----

- **國島共同議長** では、どうぞ。手元に資料もございますか。
- **国際協力事業団国際協力専門員 今井氏（以下 今井専門員）** あります。資料 1 の 28 ページです。スクリーンの図には、色をつけて意味を持たせておりますので、お手元の資料と同時にスクリーンも見て頂きたいと思います。最初におことわり致しますが、私は JICA 国際協力専門員の今井と申します。このペーパーは私の考えが相当入っておりますので、個人ペーパーとして理解して頂きたいと思います。

このペーパーを作った主旨は、前々からありましたように JICA の行う調査と、向こうの政府の法に基づく、あるいは条例に基づく EIA の手続き。その EIA の手続きの中の調査部門、それと JICA の調査とどのような関連があるのかということ、ある程度整理をする必要があるのではないかとのご指摘がありましたので、それに応えるために個人ペーパーとして作りました。ねらいは、このペーパーについて色々議論頂くことによって、先程小川委員よりお話がございましたが、ガイドラインで述べられている支援、JICA の責任等、そのようなところの内容をより良く把握する、考えるということのサポートになればいいのではないかとというのがねらいでございます。

最初にこの説明ですが、先方政府の EIA の手続きからレビューしたいのですが、これにはケース 1 と 2 が書いてありますが、実際には同じ流れです。何が違うかは後でご説明致します。私はここで言葉として、向こうの政府が EIA の法に基づき行う環境部門の調査のことを、「法 EIA 調査」と名付けておきました。これは、JICA で行なう調査との選別をするために、このような名前を付けただけです。これが開始され、終了します。そうすると、今度は黄色になっておりますが、ここからが具体的な手続きになるわけですが、法に基づく手続きの時に使われる環境上の調査報告書、これは EIS 等色々言い方がございますが、ここではとりあえず EIA のドラフトレポートというように名付けました。これが作成されまして、その後、縦覧され公聴会を開くというような手続きを経て、最終的な審査・承認に至るとというのが非常に簡単な流れでございます。

ケース 2 も同じですが、タイミングだけが違うということになります。このタイミングの違いが、何故重要かと申し上げますと、この後に説明します JICA の調査がどのようなタイミングで行なわれるかということの関連で、タイミングを少し変えてあります。

ここまでお話しまして、次に JICA の調査との関連についてお話したいと思います。

ここの JICA の調査ですが、私は便宜的に JICA が行なう調査は環境社会配慮ガイドラインに基づく調査でございますので、環境社会配慮調査と勝手に名付けております。これは調査が始まる時に、先程氏家委員よりお話がありましたが、インセプションレポートということで、どのような調査を行ないますという調査の実施内容、実施の手法を先方政府と協議するわけです。このインセプションレポートの中で、あとでまた出てきますが、いくつか重要なところを先方政府と協議するという内容が、この中に組み込まれております。JICA は環境社会配慮ガイドラインに基づいて、調査を実施していきます。その中で、調査が大分進みますと、環境影響評価の分析が出来るほどの情報が集まって、それを行ないます。それをベースにして対策を検討します。

それが今度は、こちら側の報告書の流れでございますが、いくつかのステージごとに色々名前が違いますが、最終的にはドラフトファイナルレポートの中に、このような JICA が行なう環境社会配慮調査の結果が組み込まれていくということになります。ここでタイミングの問題がございますが、多くの場合には JICA の F/S 調査が行なわれることにあわせて、先方も法に基づく、あるいは条例に基づく手続きを行なう。JICA の調査が行なわれている時にあわせて、先方も法に基づくというスタンスでの調査を行なうということになると思います。そうしますと、先方が行なう法に基づく EIA 調査、これに JICA が行なう環境社会配慮調査の内容、あるいはその中の色々な結果が、この中に組み込まれていくわけです。

この中でもう 1 つ、JICA の調査との関連で、「法 EIA 調査」のやり方がいくつかあると思います。例えばこの調査が、先方政府が自ら全部行ないます、EIA の法に基づき要求されている事項について、全部自分で調査を行い、その結果を EIA ドラフトレポートにしていきますということもあるでしょうし、なかなか向こうの政府の力量がないので、JICA の調査の中で適宜、法に基づいて要求されている事項についても JICA の調査で支援をして調査をしていくということもあるでしょう。これはあまりないと思うのですが、向こうのなかなか力量がないので、ほとんど JICA の調査団が行なうというケースもあると思います。

この点で少々疑問が出てくるかと思いますが、この両者の調査の関係はどうなっているのかということですが、図の右下に両者の包含関係を示しました。これは非常に大雑把な書き方ですが、包含関係は環境社会配慮ガイドラインが出来た結果によって決まるわけですが、おそらく先方政府の法の EIA で要求されている調査内容よりは、JICA 環境社会配慮ガイドラインで要求されている方が大きいのではないかと、広いのではないかと、ということを念頭においてみました。そうしますと、JICA が行なう環境社会配慮調査と申しますのは、今申し上げたようなところで、どのような内容が行なわれるかということは、色々なケースのバリエーションがあるということです。そこのところをインセプションレポートで、先方とあらかじめ協議をして、JICA が行なう役割分担、向こうがやるべきもの、このようなことの整理をきちんとしていくということ、この段階で

しっかりと先方と協議をしていくことは必要だと思います。

それから、今のは調査段階ですが、実はもう 1 つ重要な点があると思います。それは、JICA が行なった環境社会配慮調査の結果が、どうすれば向こうの政府が事業を行なう時にちゃんと適切に組み入れられるか。この担保をどこで取るかということですが、これは法の EIA の手続きとの関連で申し上げますと、おそらく法に基づく手続きで公式な文章として出され、縦覧され、公聴会等の対象になる報告書でございます、EIA のドラフトレポート。この中に JICA が行なった調査結果が、適切に反映されるということを確保していくことが、非常に重要だと思います。

言い方を変えますと、もし環境社会配慮調査の結果が EIA のドラフトレポートに反映されていなければ、これは JICA の調査結果が入らないままで、事業の承認が行なわれるということに理論的にはなるわけです。従いまして、JICA が行ないます環境社会配慮調査の結果、これはガイドラインに基づきますが、これを本当に事業実施の段階で確保していこうということになりますと、この EIA ドラフトレポート、これは先方の法に基づく手続きの非常に重要な文書になるわけですが、この中にいかに適切に反映させるかというところが、極めて重要になってくると思います。JICA の調査結果を反映させるのかというところでの先方との協議、あるいはそれに基づく合意というものは極めて重要になるというように考えております。

これは全体を単純化した図でございますので、色々バリエーションがあるわけですが、基本的にはこの調査段階でのこと、それからどのようにして環境社会配慮の内容を確保していくかというところでの重要なポイントはこの部分です。このようなことが非常に重要であるということと、そのような今申し上げた説明は簡単ではございますが、そのようなことを考えますと JICA が支援する、JICA がどのような責任を持つかということは、このような図を参考にして考えますと、適切な回答が出てくるのではないかと考えております。

それからもう 1 点、これはケースとしてはあまり無いと思うのですが、向こうの法、あるいは条例で規定されている EIA の対象外の事業が出てきた時にどうするかということも、理論的には検討すべき部分だと思います。それは日本の法律でもそうですが、対象事業というもの大きく 3 つの要素で規定されていると思います。1 つは、対象の事業の性格 (タイプ)、1 つは規模、もう 1 つ場合によっては配置されるサイティングの問題です。非常に sensitive な場所に作る等そのような時には、規模を小さくても実行しなさいというような条項が加わっているものも多分あると思います。そのようなものでチェックしまして、全部そこからははずれる。しかしながら場合によっては、非常に重要な環境影響があるのではないかと、そしてきちんとした環境社会配慮をしなければならぬのではないかと、という場合の対応が問題です。このような時には、こちらでは多分、法的に言えば手続きが除外されると思います。しかしながら、その時に JICA としては、そうであっても環境社会配慮ガイドラインに基づいて調査を行なうということに

なると思います。その場合、調査結果で提言された色々な対策、あるいは考え方、そのようなものが適切に事業に反映されるよう、どのように担保するかというのは、また別途先方側と色々協議しなければならないことになるのではないかと思います。これはケースとしては少ないと思いますが、理論的には排除出来ないケースであると思います。簡単ではございますが、以上です。

- **國島共同議長** ありがとうございます。
- **鈴木** 事務局からの説明は、これで終わりでございます。
- **國島共同議長** 何かご質問がございますか。どうぞ。
- **原科共同議長** 今のご説明ありがとうございます。今のところで、JICA の役割から、最後の具体的な法アセスに入るところで、1つ調査の途中で入ります。もう1つは、ドラフト（準備書）を作る段階で入りますが、入り方というのはアセスの手続きの中で、通常の見書提出とは違うルートで入っていくということですね。技術協力、支援ということですね。
- **今井専門員** 手続きに関しましては、原科共同議長のおっしゃるとおりだと思います。ですから、それを具体的に JICA の調査をどうやって調査段階で反映させるか、あるいは EIA の準備書で反映させるか、それは向こうの EIA の事業実施主体である、EIA ドラフトレポートを作る責任母体である事業実施者が、JICA の調査団と色々連携をとりながら、向こうの行政政府の手続きの中にうまく反映させていくというような関係になると思います。
- **原科共同議長** わかりました。
- **國島共同議長** はい、村山委員どうぞ。
- **村山委員** 先程の3つのスキームのお話を聞きながら、少し疑問に思っていた点が大分解消されたのですが、今井専門員がおっしゃったことは、本格調査、開発調査、それから無償資金協力、それぞれの本格調査の中でされるということですね。
- **今井専門員** 村山委員のおっしゃるとおりです。
- **村山委員** そうすると、やはり相手国政府と JICA の関係も非常に緊密にとられている。この先程の3つのスキームのお話だとあまり関係が見えないのですが、そのあたり非常に緊密にとられているということですね。
- **今井専門員** ここは、実は本格調査段階だけを出したのですが、それは先程も言ったように色々な責任、支援というような要素を考える場合に、極めて重要な部分の例として出したのですが、実はこの場合、今議論になりました、事前調査段階でスコープオブワークスを結ぶわけですが、その中にこの辺全体の本格調査における色々な課題、それからどのような責任分担をするか。そのあたりの基本的な部分が S/W の中できちんと合意されているというのが、本格調査の前提条件です。

それをベースにして、今度は先程も言ったように業務指示を出して、コンサルタントは自分のノウハウなり、自分の expertise をうまく使って S/W での合意をふまえながら、

inception report にコンサルタントのノウハウを入れ込み、本格調査のグランドデザインの中にそのようなものをうまく組み入れる。そういう関係になっております。ですから、基本的に言いますと S/W 段階で政府と政府で基本的なことをふまえた合意がされるということは、極めて重要な、いい調査をするための前提条件になるのではないかと考えております。

- **村山委員** 1つ要望なのですが、先程のスキームは非常に一般的な点だと思うのですが、今のようなお話も含めて、もう少し環境社会配慮の面と、それから JICA と相手国政府の関係がよくわかるようなものも加えて作って頂けると、非常に分かりやすいと思います。今は相手国政府、外務省、JICA、コンサルタントという流れしかないので、そのようなものが出来るといいのかと思いました。
- **國島共同議長** 多分、今まであまり JICA の方は、「あなた達はどのような仕事を、どう行なっているのですか」というように聞かれて、細かく説明しなければならないことがあまりなかったのではないですか。この回がそうだとは言いませんが、かなり重要なことを決めるので、細部にわたって、先程のフローチャートの書き方など、今村山委員がおっしゃったように、全体をわかりやすく、しかしきちんと色々書く。先程のフローチャートを私どもが理解すると、うまくいった時のだいたいの形で、時々特殊なものは、特に示さなくてもいいのではないかという感じがします。少し言い過ぎかもしれませんが、一生懸命作られているのはよく分かるのですが、そこを色々面倒で、初めてのことで、嫌になってしまうかもしれませんが、是非そこは少し努力頂いて、分かりやすく、きちんとしたものを、フローチャートだけに限らず、絵や図を使ってみるとまた違ったかもしれない、是非お考え頂ければと共同議長として強く感じました。

まだ質問があるかと思いますが、リフレッシュするために 55 分まで休憩させて頂いて、引き続き氏家委員にお願いしたいと思いますので、質問などよろしくお願い致します。それでは、今 46 分くらいですから、55 分に再開します。それでは休憩させていただきます。

-----◇-----  
**休憩 16 : 46～16 : 55 (約 9 分間)**

- **國島共同議長** それでは、お約束の時間の 16 時 55 分になりましたので、委員会を再開させていただきます。先程までに開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト、各スキームの環境社会配慮を議論するにあたっての全体の仕事の流れを JICA よりお手元の資料と、OHP も含めてご説明頂いたのですが、最後少しご質問の時間を十分とっていないと思いますので、今の JICA 側の説明について何かございますか。原科共同議長、どうぞ。
- **原科共同議長** 最後のところで、今井専門員からご説明頂いたことなのですが、スコーピングをどこで行なうかが、少し見えなかったのですが、ドラフトのところ公聴会等

を行い、パブリックコメントをもらいます。ドラフトのところで、1回パブリックコンサルテーションがあります。多くのアセスでは、これは2回のパブリックコンサルテーションを求めています。特に世銀がスタンダードとして行なっておりますし、JBICも同じスタンダードにしました。2回というのは、スコーピングの段階と、ドラフトのEISの段階と2回というのが、だいたい各国の制度でそうっております。JBICもそうしましたし、そういうことで考えますと、今のお話では、パブリックコンサルテーションはドラフトのところで確かにあります。その前のスコーピングで、まさにその図でお示しになった「法EIA調査開始(注-2)」の直前ぐらいのはずなので、inception reportとおっしゃったそのタイミングだと思います。そこでスコーピングというのは、どのような感じになるのか。これまであまりなかったかもしれませんが、なければこれからどうするかということをお願い致します。

- **今井専門員** これは、私の個人的な考えも含めて述べさせていただきます。まず、基本的なスコーピングはやはりS/Wミッション(事前調査の段階)で、先方政府(GGベース)で基本的なところをある程度協議をしていくということだと思います。第2番目の段階は、コンサルタント調査団のinception reportの協議の時に、先方の政府機関、それから直接のdeveloperであるところでの協議に加えて、場合によってはワークショップを行なうとか、そのような対応は十分可能ではないかと思います。そこで色々な関係者、ステークホルダーを呼んで、これからこのような調査を行なって、その中のスコーピングはこのようなことを考えていますというようなことを、色々協議する場をもつということは、JICAの環境社会配慮調査の中で十分可能だと思います。

ですから、今原科共同議長がおっしゃった、向こうの法EIA調査開始の前ぐらいに、適切な段階でそのようなものをする。それはJICAの環境社会配慮調査の中で、十分取り込めることだと思います。ですから、そのような意味で、住民参加というのは、法のEIA手続きでは公聴会というものを入れておりますが、これは法のEIA手続きに基づくわけですが、JICAの環境社会配慮調査の中でも、関係者を呼んでワークショップを行なう。適宜色々な関係意見が出た段階など、色々な節目があるかと思います。そのような機会を作るということは、JICAの調査の中で可能であろうと思います。そのところも実は、先方政府との協議だと思います。非常に重要なものであれば、JICAの調査を行なう中で、そのような機会を必要なだけ取っていくということで、JICAの調査を実施するということは、十分可能かと思います。

- **原科共同議長** 今のご意見は、必要に応じておっしゃいましたが、むしろ基本としてワークショップなり、パブリックコメントをもらうチャンスをスコーピング段階で行なうということは、JICAのベースにして頂きたいと思います。
- **今井専門員** ありがとうございます。それはむしろこの委員会で、そのところが極めて重要であるということであるならば、JICAの環境社会配慮ガイドラインの中に、そのような検討をなささいということ、入れて頂くということではないかと私は理解し

ております。

- **國島共同議長** 小川委員、どうぞ。
- **小川委員** 環境省の小川でございます。3点ご質問させて頂きたいのですが、1点目は、28ページの図を見ますと、上のJICAの本格調査の中での環境社会配慮の調査と、それから先方のEIA手続きが完全に2つに別れて書いてあるのですが、このような独立した二本立てで進むという理解をしてよろしいのでしょうか。これが1点です。
- **今井専門員** このペーパーを書いた責任上、私の個人的な見解ということでお話ししますが、EIAドラフトレポート以降は、完全に向こうの手続きに基づくものです。ただし、法EIA調査については、先程も申し上げましたように、JICAの調査期間とうまく連動して行なうという場合には、お互いに役割分担を決めて、一体的に行なうということがあると思います。ただし私が、法EIA調査とわざわざ分離したのは、これは向こうの法EIAに基づく関連調査であるという位置づけが、やはり向こうの先方政府として必要でしょうし、そのようにしないと向こうも非常に混乱してしまいますので、そのような名称を付けたわけです。

ですから、この調査段階に関して実際には、先程申し上げましたいくつかのJICAの調査の役割や、共同行動のレベルの違うものがいくつかあると思いますが、実際は一体的に調査をうまくしていくというのが、実際の現場での流れではないかというように感じております。

- **小川委員** もし一体的にということであれば、JICAの本格調査の中の環境社会配慮の調査は、かなり現地プロセスにそって、出来るところは行なっているという理解でよろしいのでしょうか。もしそうであれば、支援という言葉で理解出来るのですが、そうでないとJICAのオーナーシップで調査を行なっているという位置づけになると思います。
- **今井専門員** 調査段階で私は一体的にと申しましたが、これは厳格に言いますと、向こうの政府が行なうことは、法に基づく、法で要求されている調査だという理解なのです。例えばタイの場合、EIA手続きの調査が出来るものは、登録コンサルタントしかいないわけです。これは、JICAは出来ないわけです。そうしますと、これは完全に分離していきます。ただし調査の内容として、非常に重複していたり、あるいは向こう政府が出来ないような部分、これはJICAが行なってあげるということで、そういう意味では従来から出ておりました、法EIA手続きに対する調査段階での支援というのは、そのような形であり得るのではないかと感じております。

ですから、どうしてもここは、小川委員のご指摘のように、完全に一体的にとは言えません。言えないし、言わない方がいいと思います。私が法EIA調査と言ったのは、法に基づくEIAドラフトレポートを作るための調査であるという位置づけにしますと、法EIA調査というような言い方があって、これはやはり向こうの手続きに基づいた調査であるという認識を、しっかり持って整理しておいた方がいいのではないかというように感じを持ちました。

- **小川委員** ありがとうございます。そうしますと、やはり印象としては、JICA が行なっているところの環境配慮の調査というものは、出来上がりは支援としてアウトプットするのですが、誰が環境社会配慮の調査をして、それを判断しているかという点、それは JICA ではないかということが 1 点です。  
もう 1 点は、JICA の開発調査の範囲で、何をもって環境社会配慮がこれでいいという確認をするのかという点ですが、本来現地 EIA の中で、ステークホルダーに対する協議や公聴会等を行ないまして、そこまではプロセスであれば、環境社会配慮は確保されたと言えるわけですが、この図ですと現地 EIA が実際に始まる前に、最終報告書が JICA から出てしまうわけですね。そうしますと、そこで出された最終報告書の中に書かれた環境社会配慮の内容が、それでいいと JICA は何をもって確認が出来るのかというところが問題になると思います。
- **國島共同議長** それは確かに、今後の論点の協議の手続きのいくつか重要なことに密接に関係があるし、出来れば今日予定していた、その先の環境システムの適用や計画アセスメントのところに適用するという点で、おっしゃるとおりだと思います。特に何かコメントがありますか。
- **今井専門員** 今の小川委員のご指摘は、非常に重要な点だと思います。私が二系列に別けたのは、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく JICA の調査というものは、それで 1 つ完結した世界を作るべきだろう。その完結した世界の最終報告書というものは、JICA の調査のファイナルレポートになるわけですね。ですから、下線で「反映・取り入れ」と書いてありますが、実は理論的に言いますと、先方が行なった EIA 調査の中で重要なものは、逆に JICA の報告書に適宜反映していくということも、当然あり得ることだと思います。重要な点はやはり、JICA の環境社会配慮ガイドラインに基づく調査であるという、その中で完結したものをしっかり作るということが必要ではないか。ポイントは、その結果を先方の法に基づく EIA 手続きの中の、非常に重要であります EIA の準備書にいかんにか反映していくか。ここでもってやはり、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく調査が、事業承認の段階に内容的に組み込まれる、担保されるということは非常に重要なところだと思います。むしろその点が極めて重要かだと思います。
- **國島共同議長** ありがとうございます。今の点をもう一度確認しておきますと、今のご意見、ご説明を開始して頂く前に、これは JICA の職員である今井専門員のかなり個人的な意見が骨格を成しているというおことわりから始められたのですが、それは改めてそう理解していてよろしいのでしょうか。
- **今井専門員** 現段階では結構です。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **作本委員** 作本です。今、今井専門員から大変貴重な報告、さらに小川委員からコメントがありました。このアセスの大きな問題点というものを、先程今井専門員が二系列とおっしゃっていましたが、いわゆる国を跨ってアセスをする。アセスの実施責任は相手



国政府であり、それに対して JICA として一生懸命コメントなり、ガイドラインを作ってプッシュしなければならない。その 2 つの間にある溝の問題から、これが生じているのだと思います。そのようなことで、主権でありながらこれは相手国政府の EIA 法に基づかないで、別のやり方でやりなさいということは出来ないわけですから、これは何かしらの形で埋めていかざるを得ない大きな課題だと思います。

そのような意味で、先程今井専門員がおっしゃられた、S/W の中でしか反映できないのだ、おそらく他に方法がないのだとしたら、ここをするか、アセスのモデル法を作るか、APEC か ASEAN でモデルを作るか、別の方法でしか解決方法がありません。例えばフィリピンのアセスを見ますと、軍事基地に対してアセスが適用出来るわけです。あるいはアメリカ流のやり方で、この地域は環境面で脆弱だからアセスを使う。このような意味で、国によって全く違います。

今回 JICA でやっておられるこのアセスの研修におかれまして、私の隣にバングラデッシュの方がおられて、3 ヶ月でアセスを終了しなければいけないのだと言っておりました。他の国からコメントを聞くと、みんな 1 年から 2 年だと、バングラデッシュの人はアメリカから資本を貰ったのだけど、びっくりしましたと言っておりました。それから下におられてきまして、情報公開や住民参加。多くのアジア諸国というものは、だいたいこのような状態なのです。明確な基準がありません。東南アジアを見て頂ければ、ほとんどそうだと思います。おそらくその中で、インドネシアだけは公開制度が一方的ではありますが、かなり充実しているということがあります。

そうすると、結局国が跨った制度的なもの、さらにそれを JICA の専門家が今まで間を埋めてこられた。そのあたりが埋められない限りは、この問題というものは、日本が立派な手続きを固め、あるいは一生懸命立派なガイドラインを作っても、最終的には埋まらないのではないかという気がします。そのようなことを考えていきますと、やはり先程今井専門員からアセスの支援を、研修を通して行なうとか、準備書段階とか色々コメントが出ました。私は、この間を現在埋めているのは、JICA が人材養成などということで、アセスの研修をされて、色々教えている。そして結局東南アジアをまわりますと、アセスの担当者が座右に、昔 JICA から貰った研修の手引書を見ながら、自分の国の法律と間を埋めている。これが実態なのではないかと思います。

そうしますと、やはり何かしら相手国を早いアセスの前の段階で参加させるということがない限りは、相手国政府は政府レベルでもう合意した、だったらアセス書さえ作ればいい、しかも自分達の国内法で作るので文句はないですねということが出てこられても、無理はないのではないかと思います。

ですから、一生懸命 JICA 側がこれだけのガイドラインなり、しっかりした手続きを固めても、その裏側の相手国の中では、あまり認識が高まらない。そこをいかに組み入れながら、参加的な方法で相手国政府のアセスなり、前後の手続きを充実させるということに踏み込まない限りは、この問題は越えられないのではないかと私は思いました。

- ◇-----
- **國島共同議長** はい、ありがとうございました。1つ先に進みましょう。氏家委員のコンサルタントの話をご説明頂きます。資料3です。この資料をご説明頂く時に、先程の資料1の23、24、25ページのフローチャートと見比べながら聞いた方がよろしいですか。
  - **氏家委員** 今井専門員の資料と見比べた方が、見やすいかもしれません。ちなみに23ページとの関係でいきますと、本日も説明する部分は本格調査と書かれている部分になります。23ページは開発調査の場合ですが、その4番目の本格調査に該当する部分ということでご理解頂きたいと思います。あとは今井専門員の資料と見比べて頂ければよろしいのですが、その関連でご説明しますと、資料3の最後の表をご覧頂ければと思います。

これはある国で実際に実施しました洪水対策調査の開発調査におきまして、私どもコンサルタントが、現地にどのように張り付いていたかということを示す表です。黒い線が現地での調査、それから白い線が日本国内での調査ということになります。これですと、平成××年度の9月からマスタープランの調査というものが始まりまして、だいたい10ヶ月弱くらいでマスタープランを作り上げるという感じです。その後、F/S調査というように移るわけですが、調査団員はこの例ですと、業務調整を入れて12名ということで調査をした例でございます。環境社会配慮ということで、団員も張り付いております。

最初調査団が乗り込みまして、環境社会配慮団員、これは典型的な例ですが、最初に1ヶ月くらい現地に行き、調査を致します。ここで何をするかと言いますと、環境に関連しました既存資料やデータを集めたり、初期環境調査、いわゆるIEEになりますが、このIEEを実施するために、調査団が行う場合もあるのですが、現地のローカルコンサルタントに頼む場合は、そのTOR(仕様書)をここで作成します。表の一番下のところに、現地再委託調査というものがありますが、環境団員が一旦ここで離れまして、ローカルコンサルタントが資料を集めたりして、いわゆる初期環境調査のベーシックなスタディをすることになるかと思えます。

それである程度調査が進んで、マスタープランの中でも色々プロジェクトが、マスタープランで提案されてまいりますので、そのプロジェクトに基づいてIEEを実施するために、また調査団が行きます。そこでローカルコンサルタントから上がってまいりましたデータ、ないしは彼らの報告書というのをレビューしまして、IEEを実施するというような流れになります。

このような調査の流れですので、この例では現地のいわゆるパブリックコンサルテーションというのは、ほとんど実施されません。現地で色々ヒアリングでありますとか、データを収集する過程におきまして、現地の人々に意見を聞いたり、あるいは先方の環境担当部局と色々相談をしながら実施をしていくわけですが、基本的な作業、パブリック

クコンサルテーションなるものは、この例ではありません。それで初期環境調査に関する調査は、ローカルコンサルタントに基本的には行ってもらうということになっております。マスタープランの後半、この例ですと国内調査になっております。

その前に1点お話ししなければならないのが、だいたいJICA調査の例ですと、年度内で一旦契約が切れるということもありますので、3月に調査団が一旦帰ってきまして、色々清算などをすることになります。それで翌年度の調査が始まります。場合によっては、翌債といいまして、年度を超えた調査も中にはあります。ただ大半が年度で調査が一旦切れるということになっております。

その表の下の報告書というところに、interim report (IT/R) ということがございます。ここではマスタープラン調査ですと、だいたい洪水対策であれば、どのようなプロジェクトが洪水対策に必要であるか。河川改修なのか、堤防なのか、あるいは遊水池を設けるのか、あるいはソフトな対策ですと、移転による対策をとるのか、色々なプロジェクトがここで現れてくるわけです。

まず、優先プロジェクトを選定するにあたりまして、IEEの過程で実施した環境調査の色々なデータを基にどれが環境上、影響が少ないのかということも1つの検討要因の中に入れて、優先プロジェクトを選定する場合があります。また一方では、選定された優先プロジェクトに対しまして、IEEを行いまして、そこで今後F/Sで調査を実施するにあたり、環境上どのようなことに注意しなければいけないのか、あるいはそのEIAをF/Sで実施するにあたり、どのようなところに着目すべきなのかということ、このマスタープランの最後の方で実施することになります。この例では、interim reportは国内作業になっておりますが、実際、例えば現地で環境担当部局、社会配慮を含む場合は必ずしも環境担当部局にはなりません、住民移転を管轄する部局、例えば地方自治省ですとか、あるいは地方自治体というところと協議しながら詰める場合などもございます。

その次の段階として優先プロジェクト、例えば河川改修が優先プロジェクトとして選定された場合、今度は調査団の環境社会配慮団員が最初に乗り込みまして、それに対して環境影響評価を実施するために、また仕様書を作ります。EIAのTORと言っているものです。それを現地のコンサルタントに委託して、そこで基本的な調査を実施してもらいます。その調査がだいたい出来上がってきた段階で、環境社会配慮団員がもう一度現地に行きまして、そのレポートをJICA調査の報告書として、ファイナライズするというところを実施致します。そのファイナライズするという意味は、先方のEIA担当部局、ないしは住民移転など社会配慮に関連する部局と話をしながら、あるいは実施機関と話をしながら、話を詰めていくということを実施致します。

全体はこのような流れで我々調査をする場合が多いということになります。それで資料の1ページ目に戻って頂きます。我々が何をしているかということ整理させていただきますと、マスタープランでIEEを実施致します。この場合は各種環境情報の収集・整

理でございますとか、先程申し上げましたように、優先プロジェクトを選定するにあたりまして、色々環境上の判断材料を提供する。それから F/S で実施致します、環境配慮上の問題を明確にしたり、EIA の概略スコープをこの段階で検討することになります。いわゆるスコーピングを実施するという事です。プロジェクトの性格によりまして、マスタープランの段階で上げられるプロジェクトの中にも、EIA を必ずしも必要としないレベルのもの、ソフト型の対策ですとか、そのようなものもありますので、それに対しては EIA を実施しないということが考えられますので、いわゆるスクリーニング的なことを実施する場合があります。

それで優先プロジェクトが選定されまして、F/S にいきますと、その優先プロジェクトの EIA をここから始めるということになります。EIA には住民移転の計画なども含む場合もございます。それからプロジェクトの実施に際しまして、EIA の最後になりますが、環境上の対策ですとか、配慮事項、モニタリングなどの提言。このようなことも行いますし、最後の段階では EIA 手続きを相手国政府に進めて頂くということにあたって、住民関与の方法など、いわゆる提言を行うということなども実施致します。

我々 JICA からの委託の場合ですと、主な我々の作業といいますのは最初、業務指示書というもので指示されます。これは我々プロポーザルを提出するにあたりまして、最初に示される事項になりますが、それに対して具体的な手法を我々が提案するということになります。業務指示書でどのようなことが示されるかといいますと、これが添付資料 1 の表にあたりますが、こちらが環境社会配慮に関連したことの抜粋になりますが、業務指示書にはこのようなことが書かれております。

例えば「第一次現地調査」。これは先程のマスタープラン調査に該当するとご理解して頂ければいいのですが、そこで既存資料・情報の収集・分析と、それから 6) では現地調査という 2 つ、この例ですと指示がされています。現地調査のところにつきましては、「初期環境調査（現地再委託も可）」ということで指示されておまして、これは事前調査ですとか、あるいは得られた情報を踏まえまして、JICA のガイドラインを参照しながら、初期環境調査を実施しなさいというような指示になっております。この例ですと、初期環境調査の中には住民移転に関する調査や、水利用の現況に関する調査というものも含まれておりました。いわゆるこのところに該当しまして、我々マスタープランの中で再委託をし、データを集めながら IEE を実施するということになります。

その次の「第二次現地調査」という表のところをご覧頂きますと、これが F/S 調査のところに該当するわけですが、やはり「環境影響評価（EIA）（現地再委託も可）」ということで書かれております。こちらは、JICA のガイドラインを参照しながら、環境影響評価を実施しなさいという指示になっております。このような指示を基に我々は、1 ページに戻って頂くと、JICA からの委託を受けて、真ん中の四角のコンサルタントは、いわゆる我々になりますが、委託を受けたあと、ローカルコンサルタントに再委託を致します。再委託ということですから、費用は JICA と我々の契約金額の中から、再委託

可能な部分を再委託するということになります。

ただ、ローカルコンサルタントにおきましては、後半の課題にも書いておりますけれども、もちろん現地の事情に詳しいということでもありますとか、環境部局との調整役をしてもらうということもあるのですが、JICA の開発調査ですと、そのまま事業実施ということであれば、国際機関や JBIC などの円借款を想定することが多いのですが、そのためには国際レベルの EIA が要求される。国際レベルの EIA を要求される場合には、いわゆるローカルコンサルタントのレポートだけでは十分ではないということがあります。そこで我々は、ローカルコンサルタントを指導しながら、調査を進めていく。

仮に、先程のように一旦調査団が帰っている最中でも、今であれば e-mail を使いながら、または残った調査団員が指導しながらということなどもあります。そのようなことをしながら、ローカルコンサルタントを指導し、我々はその報告を受け取って、それをファイナライズして JICA へ提出するというような形になります。

調査機関は先程も申し上げましたとおりですが、ローカルコンサルタントには色々な場合がございまして、EIA 調査の一部。例えば IEE ですと、項目に対する重みづけは調査団が行うのですが、データ収集はローカルコンサルタントに頼むという場合もあれば、全て一通り報告書を作ってもらう。それを我々が確認しながらまとめるというようなことなどもあります。EIA も然りでございます。実際このようなことで調査を実施しております。

相手国政府との関係でいきますと、我々コンサルタント、あるいはローカルコンサルタント、それから実施機関、EIA の担当機関、社会配慮ですと住民配慮関係の担当機関、色々なステークホルダーがここに関係してくるわけですが、基本的にはここに書いております我々コンサルタント、ローカルコンサルタント、それから現地の実施機関を交えて、それらの機関と調整しながら実施するということになります。

EIA レポートの取り扱いということで行きますと、F/S 調査の一環と致しまして、基本的には我々はプロジェクトの環境面からの実行可能性を検討・確認するということになるかと思えます。このような流れでしておりますと、いわゆる住民関与の部分というのが抜けているのではないかというご指摘を受けるかと思うのですが、やはり現在の調査スケジュールの中からいきますと、色々なヒアリングは調査の出来る範囲でももちろん実施は致しますが、それは必ず十分になされたものかどうかという、やはり疑問が残るかと思えます。

それから当該国で EIA 手続きを行うためのいわゆる参考資料となるということで、これは今井専門員の資料にもありましたが、EIA 手続きは 2 つ、調査団で実施する調査と、それから相手国政府の法手続きという分は 2 つになっておりましたが、まさにその通りでありまして、EIA レポートは JICA の報告書としてまとめるものの、実際の手続きは先方政府が実施することになるかと思えます。ただし、調査団が EIA レポートを作成するのですが、それがそのまま活用されるかというのは、我々も知る由もないとい

うことは多々あるということになるかと思えます。そのまま使う国や場合もあれば、その事業が調査実施後に、少し変わるなどという場合もございます。あるいは F/S 調査が終わった後、1年から2年後に事業実施に移るということなども多いものですので、その場合には社会情勢も色々変わってしまうということから、JICA レポートとして作った EIA が、そのまま活用されるかどうかというのは、その時の色々な情勢によるかというように思います。

それから2ページ目にいきますと、一方で稀な例として、調査団が JICA との契約を EIA 手続きにあわせて調査期間を延長して頂き、コンサルタントとして支援した例もあるということなども、我々 ECFA 内のヒアリングの中から出てまいりました。これは確かインドネシアの例だったかと思えます。それから、先程も申し上げましたが、マスタープラン調査段階では、IEE レベルの調査を実施するわけですが、必ずしも出てきた事業に対して IEE をただ行うというだけではなく、調査団の中、あるいは先方政府との協議の中で、極力環境に配慮した計画を作るということで、内部資料としても活用しているということになります。

最後に今回の主旨とは違うかもしれませんが、我々コンサルタントから見た課題的な面を若干述べさせて頂きますと、やはり先程申し上げましたとおり、国際機関が認め得るレベルの EIA を実施可能なローカルコンサルタントというのは、なかなか限られるというのは事実かと思えます。我々はその指導に時間を要するというのもあれば、公害系ということになりますと、その分析など非常に疑義がある場合など多いのが実情でございます。実際既存データなどを使いながら、各種調査を実施するわけですが、その信憑性もクエスチョンマークが付くというというようなことなどもあります。

再委託（調査）をローカルコンサルタントで実施して頂く時は、JICA との委託契約の中の金額を用いて、その予算的な問題ですとか、先程の年度で切れる話などから、季節的な変動も考慮した場合、スコープを絞りながら、EIA 調査をしなければならないというようなことなどがあります。

それから先程今井専門員のお話に通ずるところでもありますが、先方政府とのいわゆる法的手続きと調査との齟齬。特に調査期間中は、対象プロジェクトを F/S で実施するにしても、いわゆるカウンターパート機関の決定と、先方政府の上位機関の決定というものは異なる、あるいは思惑が若干違う場合もありますので、F/S を実施すると、すぐに事業実施に移されるかという、必ずしもそうでもない。そのようなことから、先方政府として EIA 手続きが進めづらいということなどもあるかと思えます。ということになりますと、ファイナルレポートが出たあとに、EIA 手続きがやっと始まるという場合があるかと思えます。

それから、F/S 報告書には、EIA を実施するわけですが、我々調査が終わりますと、必然的に帰らなければならないということになりますので、そのフォローというのは、コンサルタントとしては、現状の契約の枠組みではなかなか実施しづらいということに

なります。そのためには、調査の範囲が限られますので、不十分ながら我々なりに最善を尽くして、環境上の配慮事項でありますとか、問題点など色々提言するわけですが、それに対しまして、相手国政府の実施主体のいわゆる強いコミットメントですとか、実施体制、予算なども含めたやる気というのが非常に重要になってくるということになるかと思えます。

それから今までずっと EIA ですとか、法 EIA ということで、EIA に関する手続きの部分が大分フォーカスされておりますけれども、実際社会配慮という観点でいきますと、住民移転は環境部局が必ずしも所管しないという場合があります。そうすると、EIA 手続きプラス、例えば住民移転に関連した手続きとの兼ね合いはどうか、ということなども 1 つ土俵としてのせていくことになるのではないかとこのように思います。以上が私からの説明です。

- **國島共同議長** ありがとうございます。何か今のご説明について、ご質問ございましたら、どうぞ。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** いくつか頭の中でまとまらないところがあるのですが、1 つ教えて欲しいところは、報告書を JICA に対して出しますね。これに対して、審査ということが行われると思うのですが、この時に JICA 側が作った環境社会面を報告書の中で見て、その点がこのように足りないのではないかとこのやり取りは、かなり行われるのでしょうか。
- **氏家委員** それは案件にかなりよるかと思えます。JICA の審査という観点からいきますと、作業監理委員会というのが組織されます。その中には事業主管官庁の方、学識経験者の方などが色々入るわけですが、中には環境関連の担当の方も入る場合もあるかと思えます。やはり環境上問題がありそうな事業の場合ですと、最近の傾向ではおそらく、環境関連に知識のある方が作業監理委員会の中に入りまして、そのあたりを適宜チェックして頂いて、その中で議論が行われるということは多々あるかと思えます。
- **國島共同議長** よろしいですか。何かございますか。原科共同議長、どうぞ。
- **原科共同議長** 今のご説明で、マスタープランと優先プロジェクトのフィージビリティ・スタディですが、これは調査として進めます。1 つ先程おっしゃっていたのですが、パブリックコンサルテーションがないというのは、困りました。それは結局、当該国の計画の意思決定プロセスとの関係だと思えますので、その関係がどのようになっているのか分からなかったもので、教えて下さい。
- **氏家委員** EIA という観点からのパブリックコンサルテーションもありますし、事業実施という観点のパブリックコンサルテーションも確かにあるかと思えます。私が携わった調査の中では、事業を実施するという観点からのパブリックコンサルテーションは、先程申し上げましたように、ワークショップや、調査の最後の過程でワークショップをセミナーの形で行うのですが、その時に NGO の方、ないしは住民の方に参加して頂いて議論する場合もある例もございます。

- **國島共同議長** 他にになにかございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** コンサルタントの立場から見て、TOR という最初の業務指示書というのが、かなり大きいと思います。例えば環境団員の数などは、そこで決められてくるかと思うのですが、実際されてみて、これではきつい、環境が実際にはこれだけひどいのに、団員数が限られている。あるいは全体の構成の中で、なかなか環境団員に適切な人を配置出来ないなど、何か実務レベルで環境団員の配置を巡って、改善が必要だと感じる点は、特にはないですか。
- **氏家委員** それは常に感じております。その場合ですと、例えば指示書が配布されまして、それでプロポーザルを作るわけですが、その段階でコンサルタントとして、環境上問題がありそうだと別途事前に入手してあれば、そこで我々サイドとして提案をするということもあります。ただ、やはり調査全体で、何人/月はりつけてもいいかというような制約でありますとか、最近ではプロポーザルの審査にもコストが絡んできていますので、何人もはりつけてもいいというようなものは、なかなか我々としても競争上難しいということなどもありますので、そのようなあたり非常にジレンマを感じる部分というのがあります。
- **國島共同議長** 他に何かございますか。どうぞ。
- **小川委員** 現地プロセスとの関係なのですが、業務指示書を見た範囲と、最後の時間の表を見た範囲では、現地プロセスというものは出てこなくて、これだけ見ると、調査を勝手に独立して行い、最後に報告書を出して「それが支援です」というようにも読めます。最後のコンサルタントから見た主な課題の中では、当該国のプロセスの話が意識されているのですが、質問は2つです。業務指示の中に現地プロセスをなるべく取り込んで行なうとか、その中で色々支援をしろということが含まれているのか。それと、事実関係としてどれくらい配慮されているのかについて教えて下さい。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **氏家委員** どれくらい業務指示に、現地法制度などを配慮しろと書いてあるかというのは、すぐには私からお答えしづらいのですが、それは逆に JICA が指示書を作る上で、色々ご存知の部分もあろうかと思います。あるいは、他に会員企業の方も出ているので、ご意見を頂ければと思います。中には、そのような記述があったものもあるかと思います。それから、2点目は何でしょうか。
- **小川委員** 2点目は、実際作業をされている時に、どれくらい現地プロセスと絡めようとしているのかということです。
- **氏家委員** それは出来る範囲で極力しておりますという言い方になってしまうのですが、例えばこの洪水対策の例ですと、最初の IEE 段階の時に、項目の選定や、どのような部分に着目するというような議論などは、先方政府と色々意見を交わしながら進めておりますので、そのような意味では、少しでもそこに近づけようというようなことはしておりますし、実際その議論の中で、先方政府はこの JICA 調査にあわせて、手続き



をすすめようということもあつたと聞いております。ただ実際はうまくいかなかったようです。我々としてはなんとかあわせようとしていますが、調査期間が決められておりますし、一旦我々は契約をしますと、契約変更しづらいということが実状としてありますので、実際の調査の中のプロジェクトの熟度を高めていく過程と、先方政府との協議、JICA との契約の間で、なんとかやりくりしようとしているのが事実です。

- **國島共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 3点あるのですが、環境の団員ということで、先程移転の問題も一緒に扱わなければいけないというお話があつたのですが、これは環境配慮というもの、いわゆる自然環境配慮というものと、社会配慮というものと、別けて専門の団員が入ることがあるのかということと、ご紹介頂いたケースの中では、環境社会配慮の団員が入っているのですが、入れないということがあり得るのかということが2点目です。3点目は、時間軸の問題があるとご紹介頂いたのですが、時間軸の問題というのは、1つは時間が短いということ、もう1つはプロジェクトが決定していないということ、ここに書いて下さっているのですが、それ以外に時間軸の問題というのがあれば教えてください。
- **氏家委員** まず、どのような環境配慮団員が入るかということから、やはりプロジェクトの性格、立地環境に非常によってくるかと思えます。社会配慮を多くしなければならぬ立地環境にある場合は、やはり環境団員といえども環境団員プラス社会配慮団員が入る時もありますし、同じ環境配慮の中でも、両方見なければならぬ時は、自然と社会の両方の団員が入る時もございます。または一人で行う時もあります。ただそれは、基本的に環境の専門家といえますものは、それぞれに詳しい専門の分野を持っているのは確かなのですが、いわゆる EIA レポートの全体をまとめるというような能力も、環境団員に求められまして、足りない部分はローカルコンサルタントの専門的な知識を活かしながら、我々として仮に一人であろうと調査を実施するということがございます。それから、環境団員が入らない場合というのは、おそらく S/W の時などに、それほど環境配慮が必要ないであろうというように判断された場合、最初の指示の時から環境配慮団員が入らないということになるかと思えます。ただそれもプロポーザルの段階で、コンサルタントとして必要だと感じた場合には、別途新たに提案するということがございます。それから時間軸との兼ね合いで、法制度の話、調査期間の話などもありますが、季節的な部分といえますのも、時間軸との齟齬のところであるかと思えます。特に日本のような四季がないようなところでも、雨期・乾期というところの中で、どちらかということと自然環境が中心になるかと思えますが、季節の変動に関して調査しなければならないのに、数ヶ月でアセスが終わってしまうということなどもあります。
- **國島共同議長** 他に何かございますか。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** この資料をよく理解するために少し教えて下さい。事務手続きとの関係で、

これはいつ作られたものか教えてください。おそらくプロポーザル方式で請負者を決めておられると思います。JICA が提示した条件を基に各社がプロポーザルを出して、中身と金額で一番いいところを選定して JICA と契約をする。そのあとにこの業務指示書が、JICA から出るのかどうか。それからここに人員の配置フローがあります。これはいつ作ったものなのか。契約後に作ったのか、プロポーザルの時に出したものなのか、教えてください。

- **氏家委員** 私が全て答えていいかわかりませんが、業務指示書は基本的に、我々プロポーザルを提出する前に、その前提として示されるものに該当します。それから、この調査団のはり付け方については、業務指示書の配布の際に、何人月 (M/M) を目安として発注するという指示になっております。それにあわせて、我々調査の全体の流れを考えながら、どのような段階で、どのような団員を配置するかということを検討して、このような線を引くこととなります。
- **國島共同議長** よろしいですか。他に何かございますか。それでは、私から 2 つ、3 つ教えてくださいなのですが、添付資料 2 に工程表がございますが、例えば現地調査にしても色々な分野の仕事がある。国内作業においても色々ある。コンサルタントの方がこれを担当する時に、それぞれの専門性がある仕事に対して、何か資格や公的なもので、JICA から、もしくは国際的に認められるというようなものがあるのですか。
- **氏家委員** 基本的に、これがないと絶対駄目だという資格はないと思います。
- **國島共同議長** それは、JICA の仕事でもそうだし、国際的にこのようなコンサルタントの仕事もそうかどうか。
- **氏家委員** そうです。ただ、あればプロポーザルの選定の段階に、それをよく見て頂くというか、点数が高くなる資格というのは色々あります。例えば、英語でいえば TOEIC であったり、日本の資格であれば技術士という資格などが、配慮される時に、考えられる資格ではあります。
- **國島共同議長** それは JICA でということですか。
- **氏家委員** はい、JICA のケースです。
- **國島共同議長** 他のところは、今の日本の技術士などというのは、評価されるのですか。
- **氏家委員** 例えば、技術士は基本的に日本の資格ですので、日本だけで評価されるのですが、最近では APEC という仕組みの中で、技術士の資格など、他の国にも色々資格がありますので、相互承認ということが行われております。今、技術士を持っている者は、APEC の相互承認を受けるために、いわゆる APEC エンジニアという形で登録などを行っている段階です。
- **國島共同議長** そうしますと、この委員会でもある環境社会配慮という分野に限定した場合は、いわゆるプロジェクトでインフラ整備を作る、エンジニアリング的なところから見て、人間学的なことも考えなければならないというのは、少し違いますよね。その独特の共通の資格だとか、人材の認定というものはあるのですか。

- **氏家委員** 環境分野ですと、技術士にも環境部門というものがございまして、あるいは建設部門にも建設環境というものがございます。そのようなものが、まず日本で認められている1つの資格、環境分野に携わる資格だと思います。ただ社会配慮となりますと、それに合致した資格がないのが実状ではないかと、私が知っている範囲では思います。
- **國島共同議長** そのコンサルタントの現状と、JICA という立場の方たちもいらっしゃいます。JICAの方たちは、資格というものは何か求められるのですか。
- **鈴木** 職員の資格ですか。
- **國島共同議長** 専門性を何かきちんと認定するという意味です。〇〇課に15年勤めていれば、それだけで立派なものだと、そのような感じですか。
- **鈴木** そうですね。そのような意味で、技術的な意味での資格を求めるということはございません。
- **國島共同議長** 専門性ということですか。
- **鈴木** それはございません。ただ職員は、専門区分に別けておりまして、この人は例えば、必ずしもずっと社会開発調査の環境だけをしていくということはありませんが、環境部門のプロジェクトに、なるべくキャリアの中で多く携わるようにというような、人材育成や人材配置をしようということをしているところでございます。
- **國島共同議長** ありがとうございます。
- **原科共同議長** 大変興味深いご質問をされたと思います。環境アセスメントに関しては、技術士というのは今ないですね。今、國島共同議長がおっしゃったように、個別のものはあっても、アセスという概念のものがないと、なかなかチェックがしにくいと思います。そのようなシステムの問題がございまして。それからもう1つは、私は大学の教官ですが、ドクターの資格は、みなさんどの程度評価しておられるかということ、是非教えて頂きたいと思います。ドクターを一生懸命育てているのに、あまり評価されていないのでは意味がないし、教育の甲斐がないですから、少々教えて下さい。
- **鈴木** JICAとしては、どちらかという、頂いたプロポーザルをふまえて、当然採点をして、プロポーザルの審査をするわけですので、当然その時の審査する項目として、学歴というものはございます。学歴というのは、ドクターなのか、マスターなのか、学卒なのかというのは、当然その中で見ていくことになりまして、あわせて先程お話がありました技術士ですとか、あるいは過去にどのような調査を、国内とJICA、他の機関も含めて、どのような類似の調査、類似の国で実際携わってきたかというのも、当然ながら総合的に判断致します。
- **國島共同議長** もう1つだけなのですが、先程のコンサルタントの方がJICAと契約が成立して、一件例えば2000万円とします。普通、単年度ですから、年度内で契約が終了します。設計変更といいますか、当初の契約額が変更になることというのは一般的ですか。それとも変更にならないことが一般的ですか。例えば公共工事は名目上、一式無増減ですが、全体の件数のうち85%は必ず変更しています。この場合どうでしょうか。

- **氏家委員** 大きく分けまして、プロポーザルで我々が、これぐらいの人月 (M/M)で、これくらいで済ますと言った金額が、なかなか事情がない限りは、それを上回る契約に変更になるということはないと思います。ただこの場合ですと、3月までの1回目の契約と2回目の契約があるわけですが、例えば1回目の契約で、色々事情が分かってくる場合がございますので、そのような場合には、2回目の契約の時に色々反映して頂いているということがございます。
- **國島共同議長** お金のもらい方というのは、最後に一括でもらうのですか。前払い金というのはないのですか。中間払いなどはないのですか。
- **氏家委員** どうでしたか。
- **鈴木** 基本的に、契約上40%を前払い金の上限としております。
- **國島共同議長** 普通はどうされているのですか。コンサルタントのこのようなキャッシュフローはどうですか。
- **氏家委員** コンサルタントの規模によるかと思います。例えば小さなところだと、色々資金繰りもあるでしょうから、前払い金をもらってするところもあれば、それをあまり気にせずにするところもあるのではないかという感じが致します。
- **國島共同議長** 本当ですか。
- **氏家委員** そう言っていいかわかりませんが、他社はどうでしょうか。

-----◇-----

- **國島共同議長** ご存じなければ、結構です。他に何かございますか。今日は予定の時間が18時までで、冒頭お配りしました予定の4番が、今やっと終わりかけているところなのです。資料4を石田委員から提出して頂き、原科共同議長より今日ご説明頂くつもりで資料5を頂いていたのですが、石田委員の論点は次の5番に関係してきますし、原科共同議長も5番のところの説明して頂こうと予定していたのですが、少々時間がないので次回に致します。

それでもう1つ、資料の6で田島さんからガイドラインのコメントということで、拝見しますと、色々と包括的なことが書いてあるのですが、もしご希望があれば、せっかくだからこの資料に基づいて、最後10分くらいございますので、ご意見を承る余裕があるのですが、いかがですか。

- **国際航業株式会社 田島氏** 田島と申します。これは一個人として、意見を送ったものです。議論をする前に、私は今回、委員会第6、7回の議事録しか読んでおりません。その中での議論、知識ということで、お断りさせていただきます。

コメントの1つはガイドラインの内容なのですが、1の2番目に、ガイドラインではプロジェクトはLoanとGrantに分けられるわけですが。Loanについては、JBICが環境配慮ガイドラインを使って、厳しくチェックされています。では、Grantについてはどうなのか。これは今までに説明があったJICA資料の24ページですが、アセスをされているかということ、私の経験からすると全くされていないということです。その手

続きが不明確なので、ここをしっかりと明確にする必要があるのではないかと思います。JICA と外務省の役割分担が、非常に具体的に明記する必要があるのではないかと。JICA は今まで、無償についての審査をされているわけですが、環境配慮については素通りです。コストの審査が終われば実施に移るといような、ところてん式の業務フローになっているというところで、そこをチェックする必要があるのではないかと。レポートの作成までは JICA が指導して、最後の決定については外務省が行うといようなことを明確にすべきだと思います。

1 の 3 番目ですが、ガイドラインについての基本方針で、前に「環境配慮の努力を支援し」とあり、努力というものは具体的に何だといようなことで、やはり環境配慮を実施するといことについて支援するといように、改めた方がいいと思います。

2 についての無償資金協力のガイドラインの方針なのですが、無償資金協力の事業といのは、この前の USAID 資料でも明確になっているように、日本政府の責任において行すべき事業なので、アセスメントは日本政府において相手国政府に実施させる必要があるのではないかと。相手国政府がアセスメントを行わない限り、無償資金協力を行わない方針を確認する必要がある。相手国政府に閣議決定（E/N 調印）までに、アセスメントをしない限り、実施に移らないといような明確な方針が必要ではないかと思ます。なお、支援の内容については、EIA のレポートの作成については JICA が支援する。そのかわり、手続きについては相手国政府が行う。JICA は技術的、資金的援助を行うことを明記すべきではないかといように思ます。

3 のフローと EIA の関係なのですが、私が言いたいのはその 2 番目で、EIA 法が整備されている国は、その法制度の手続きによって行うかどうか。また EIA 法がない場合については、JICA が EIA レポートを支援し、作成し、事前審査するといことが重要ではないかと思ます。それから 3 番目ですが、作成された EIA レポート及び相手国の EIA の手続きは、JICA の審査室で事前審査を得て、その後外務省で審査されるといように、明確に規定する必要があるのではないかと。

それから 4 の EIA の審査の手続きの審査を充実させるために、JBIC も環境審査室といものを設けられて、審査されているわけですが、JICA も環境審査室を設けて、環境の面からも審査する必要があるのではないかといように思ます。

次に 5 ですが、無償資金協力の予備調査についても、必ず影響のある範囲内とカテゴリーに分けて、環境に悪い影響が予測される場合は必ず環境社会配慮団員を派遣して調査を行う必要があるのではないかと思ます。以上です。

- 國島共同議長 どうもありがとうございました。特によろしいでしょうか。
- 原科共同議長 補足ですが、最初のガイドラインの内容の中の 1 番の 2 つめのところで、「Loan に繋がるものは JBIC により EIA が実施される」という表現がございましたが、もう少し正確に言うと、JBIC が要求しておりますので、EIA が行われるといことです。これだと、JBIC が行うような感じになりますので、表現を変えた方がいいと思

ます。

- **國島共同議長** どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 実は、先程の鈴木さんのお話の時からずっと気になっていたのですが、今、田島さんのお話のところから出てきたので掘り返したいのですが、今の資料の2番目に書かれている内容、つまり相手国政府に E/N 調印前までに EIA を完了させる。EIA が無いのに、E/N を結んでいるということをこの紙は表している。先程鈴木さんも、暗に EIA が出ていないのに、財務実行協議に移っていることがあるということを言っていて、そこを聞こうかと思ったのですが、今回せっかくもう一度出てきたので、チャンスをつかんでおこうかと思いました。これについて事実を確認したいのと、まずいのではないかということ、はっきり言っておきたいと思いました。ただここは、JICA のことで限界はあると思いますが、実際そうなのかということ、確認させて頂きたいのですが。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **鈴木** 実状はここにありますように、EIA が完了する前に財務実行協議をしている例はございます。ただそこについての詳細は、無償課の方にお聞きした方がいいかと思いますが、そのような例はございます。
- **山田委員** 私も正直なところ過去の実状がどうだったかはわかりませんが、今はそのようなことをしない方向でしております。いかにしっかり書くかというルールが不十分ではないかと言われれば、そのようなこともあります。これは全体にも通ずることで、JICA の環境社会配慮ガイドラインというのは、まさに今でもされていることを明確にしていこう。そこに書いてあることは、無償資金協力の場合には外務省が実施で、JICA は実施促進ですが、いわば同じ目的を持って行っているわけですから、JICA の環境社会配慮ガイドラインは、基本的な考え方は、外務省の無償資金協力を反映されます。ただ責任は JICA の部分はここまで、外務省の部分はここまでというのを、はっきりさせる必要があるし、同時にそれがもう少し外に見えるようなものがあるのではないかと考えています。そこは内部的にはそのような仕切りだとわかっているのですが、それを立派なフローチャートが出来ているかという、必ずしも十分ではない面があると思っております。ですから、単に配慮していますというだけではなく、それが分かる仕組みが大事だというのは、まさにこの会議でしておりますし、主旨であろうかと思っております。そのようなことは、念頭においております。
- **原科共同議長** 今回の田島さんのご意見は、非常に大事だと思うのですが、特にアカウンタビリティです。そここのところで、EIA 手続きをうまく活用して頂きたいというご意見だったと思います。私も是非検討したいと思います。
- **國島共同議長** おおよそ時間になってしまったのですが、共同議長として少々気になったのは、今のことは松本委員の環境社会配慮の面からみれば、EIA もなしにステップを進むというのはまずいと私も全くそのとおりだと思いますが、考え方が古いのかもしれない

ませんが、無償資金協力ということだと、色々な相手の関係、思惑があって、あまりうるさいことを言わないでくれということに一定の範囲で、外交の場合ですから、対応せざるを得ないこともあるだろう。とはいうものの、そのところをどうまくするかということを考えなければならないと思うのですが、これはやはりよくないのでしょうか。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 私は、原則論はやはり原則だと思います。ただ外交どう扱うかというのは、もちろん外交がどこまでかという議論があると思いますが、今の議論の続きからいけば、外務省がそれを押してでも行いたい、行う必要があるという場合は、それは説明して頂きたいのです。単によくわからないけれど、外交的に重要だから行うというのではなく、このような理由だから、EIAが終わっていないが、今このタイミングでする必要があるのだということを、やはり国民に説明してもらおうというプロセスがなければ、それは難しいのではないかと思います。ただ、原則は原則だと思っております。

- ◇-----
- **國島共同議長** よくわかりました。時間になりました。共同議長として、資料4の石田委員の資料と資料5の原科共同議長の資料が残ってしまって、大変申し訳ございません。次回必ず、論点の協議の関連するところで、ご説明して頂くということによろしいでしょうか。大変申し訳なく思っています。
  - **原科共同議長** 申し訳なくないです。止むを得ないと思います。私も共同議長ですので、ご苦労はわかります。
  - **國島共同議長** 時間をかけてするということですので、申し訳ございません。
  - **原科共同議長** では、お願いがございませう。出来ましたら次回までに、目を通して頂くとありがたいということと、次回忘れないで持ってきて頂きたいと思っております。
  - **國島共同議長** もう一度資料1の1ページに戻って頂きますと、今日実は、冒頭説明しましたように、事前のビューローで、本日の議事予定はこの論点の協議の基本的事項まででした。基本的事項の1というのは基本方針ということで、前回にある程度、不十分ではありますが行ったという認識を持ちまして、5番の1の基本的事項ということの、2、3、4、5を是非連続的に行い、さらに手続きに進みたいと思っております。10日後の6月2日については、もう一度ビューローで話し合いますが、原則今日の打ち合わせをとおして、次回1以降の目的、適用範囲、計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）、環境システムの適用の審議をして、出来たら手続きにも少し進むぐらいのところまで、進みたいと思っております。是非みなさん、先程までの資料はお配りしてありますので、10日後までに色々なご意見をまとめて頂ければ、大変ありがたいと思っております。森嶋委員、どうぞ。
  - **森嶋委員** 最後に一言、むし返しのようにになってしまうかもしれませんが、先程から色々な説明を聞いておりましたこのガイドラインの重みを改めて感じております。また

今の田島さんのお話を聞きましてますますその気持ちが強くなりました。先程も申し上げましたが、ガイドラインの法的な位置づけをやはり明確にすべきだと思います。これにつきましては、この委員会もそろそろ大詰めを迎えておりますので、外務省と JICA で基本的な方向について検討を頂きたいと思います。やはり法的な位置づけを明確にするという方向を出して頂かないと、我々の方も議論に参加する意欲も薄れます。JBIC でも銀行法の改正の際に議論があつて、ガイドラインについて政令すなわち業務方法書の中に書き込んだと聞いております。JBIC との並びを考えましてもその点を明確にすべきではないかと思っておりますので是非ご検討頂きたいと思っております。

- **國島共同議長** 何かありますか。分かりましたということですか。
- **事務局 深田** 検討致します。次回にお答え致します。
- **鈴木** 次回 6 月 2 日でございますが、場所がこの委員会で初めての開催場所になりますので、確認させて頂きます。資料 1 の最後に JICA のホームページのコピーがつけてあります。TIC と呼んでおります、東京国際センターでございます。幡ヶ谷でございます。場所が大変不便で申し訳ないのですが、市ヶ谷とここの場所がこの時間取ることが出来ず、恐縮でございます。最寄り駅は京王新線の幡ヶ谷か、小田急線・地下鉄千代田線の代々木上原でございます。地図をつけておりますので、お間違えのないようよろしくお願い致します。
- **國島共同議長** それではみなさん、活発な議論や色々なご意見を頂きまして、ありがとうございました。第 8 回の改定委員会はこれで終了致します。ありがとうございました。

-----◇-----  
午後六時五分 閉会